

平成4年度学位論文要旨・論文審査要旨

濱砂，敬郎

裴，富吉

高瀬，恭介

青木，健

他

<https://doi.org/10.15017/4488449>

出版情報：経済學研究. 58 (6), pp.73-120, 1993-07-10. Society of Political Economy, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



平成4年度学位論文要旨・論文審査要旨

濱砂敬郎氏学位授与報告

報告番号 乙第93号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成4年5月13日

学位論文題名 統計調査環境の実証的研究

— 日独比較分析 —

主論文の要旨

統計調査におけるプライバシー問題は、先進資本主義諸国に共通な社会的現象であって、1970・71年世界人口センサスにおいて大きく顕在化している、わが国では調査環境問題として、欧米諸国ではデータ保護問題として、統計調査の存立条件、統計政策と統計利用の現代的な方向性、および統計法の基本原則にかかわる統計研究の課題を提起している。本論文は、わが国の調査環境問題と、調査反対運動が先鋭化した西ドイツの国勢調査問題を考察することによって、統計環境を規定する社会的歴史的条件を分析し、統計環境の現代的な保全要件と統計環境政策のあり方を明らかにすることを課題としており、「第1部 わが国の統計調査環境の分析」、「第2部 西ドイツの統計環境問題」、および「第3部 統計環境政策の展望」から構成されている。

第1部第1章「統計環境の分析視角」は、アメリカやイギリスの先進的な経験と研究を総括することによって、統計環境問題に接近する視角を指定している。そこでは、統計調査におけるプライバシー問題が、社会体制的に、「市民の公共的な存在と私的存在の対立と緊張」から生成することから、即自的な法手続きの研究や直視的な調査技術研究の対象であるだけでなく、社会科学的な統計研究の課題であって、統計調査を規制する現代的な社会関係を考察する必要性を明らかにしている。第2章「統計環境の地域分析」と第3章「統計調査の現状」は、申請者が組織者の一人として参加した科研プロジェクト（昭和53～55年度 総合（A））の全国的な調査研究にもとづいている。表面的には、住民の調査非協力・拒否と統計調査員の選任難としてあらわれている調査環境問題の社会的深層性を、総体的に明らかにするために、統計実査過程の具体相に、

被調査者＝住民と統計主体＝調査員の両側面から接近する。被調査者＝住民の側面については、統計環境実態調査（1978年）の分析によって、統計調査と統計情報にかんする住民の心象と意識を地域的・世代的に把握し、統計調査の秘密保護にたいする根強い疑念の存在とともに、政府統計にたいする低い社会的な評価が、統計調査の存立条件を脅かしつつある統計環境の悪化要因であることを浮き彫りにする（第2章）。第3章は、統計調査員調査（1979年）の分析であって、統計調査員の実査体験を集約し、困難化する統計実査の様相と調査非協力・拒否の実態にせまる。両章の分析は、政府統計にたいする否定的な評価、ないしは無関心の存在にもかかわらず、統計調査を成立させてきた歴史的な土壌を析出し、それが、こんにち崩壊し、申告義務規定の適用を可能にする社会的条件が、急速に変容しつつあることを示している。また、問題の深刻化が、統計調査の秘密保護措置の徹底化をせまるだけでなく、統計調査の調査目的の公共性や統計情報の「公正機能」にたいする社会批判を引き起こすことを洞察している。第4章「統計環境と統計行政」は、統計主体＝政府の問題認識が、統計官庁↔統計調査↔被調査者という日常的な統計作成のサイクルに限られていることから、調査環境問題の社会的深層性を捉えることができず、統計環境政策が対症療法的な調査技術的な措置の域を出ていないことを明らかにし、わが国の統計政策全体が大きく立ち遅れていることを指摘している。

第1部は、おおむね1980年代前半までの研究成果を踏まえているが、第2章と第3章のもととなった諸論文、とくに「統計調査の現状」（日本統計研究所『研究所報』第5号1980年）と「統計環境の実証的考察」（『経済学研究』第46巻1・2合併号 1981年）は、学会では、「現代的な統計環境論」の「展開」であって、「いわば統計環境問題にかんするその時点での諸研究の、集大成である」という評価を受けている（経済統計学会編『社会科学としての統計学』、第2章 III 工藤弘安「統計制度・統計行政」1986年）。

わが国の実証分析が明らかにした論点は、西ドイツの1980年代の国勢調査問題と、それを契機とする統計改革の動向によって確証される。第2部の主題は、西ドイツの国勢調査問題の急速な展開を追跡し、問題の

推移の画期的な様相から、プライバシー現象という特殊歴史的な社会事象が、統計調査の理論的技術的過程を内在的に規定しており、統計制度の基本的動因であることを確認することである。第5章「1983年国勢調査の中止と違憲判決」では、違憲判決によって中止された83年国勢調査の問題点と、判決によって公認された「個人情報にかんする自己決定権」の意義を明確にしている。また、第6章「統計調査環境問題の発生と世論の動向—1983年国勢調査の調査環境—」では、調査中止の社会的な背景となった全国的な抗議運動の発生と、世論調査に反映した国民の統計意識を分析し、データ保護問題の「社会構造的な基盤」の析出を試みる。さらに、第7章「統計調査環境の現況—1987年国勢調査の分析—」は、新しい国勢調査について、実査過程における調査員の任用拒否問題と調査拒否・妨害の実態、および国勢調査をめぐる争点を、実地調査の資料をもちいて紹介している。なお第5章と第7章には、二つの資料「1983年・87年国勢調査問題の経過年表」と「国勢調査をめぐる E. フェルダー連邦統計局長と I. ブラウル（緑の党）の紙上討論」が付されているが、それは論文の内容の理解を容易にするとともに、それ自体としても、実地調査でなくては得られない好個の資料となっている。

最後に、第3部では、統計調査環境における深刻な社会的対立を背景として、統計改革が生成した統計法の新しい体系（統計調査の調査目的、方法概念と技術的組織的規定の変革）を考察し、新しい統計環境政策のあり方を展望する。第8章「1987年国勢調査法の意義と課題」は、再立法された国勢調査法の法文と議会資料を考察の素材として、統計調査を成立させている統計法の二つの基本規定である秘密保護規定と申告義務規定の今日的な意義と機能を把握せんとしている。すなわち、統計調査の新しい二つの基本原則、「個人情報にかんする自己決定権」と「調査目的の公共性＝統計の中立性」の緊張関係が極度に高まることによって、両基本規定が、非調査者＝国民に「調査回答の真实性」を強制する消極的な機能にかかわって、統計情報そのものの「公共性」と「科学性」を確保する積極的な機能を担いつつあることが明らかにされている。第9章「1987年連邦統計法の成立と展望—統計政策の自立性の指向—」は、「統計基本法」である連邦統計法の全面改正が指向する政府統計の公共性原則と統計政策の自立性原則を、新しい統計環境政策の基調として評価している。章末に翻訳されている新連邦統計法の全条文

は、統計改革の意義を把握し、科学的な統計政策を構想する模範的な指針を与えている。第10章「統計学における統計環境論の意義」は、統計環境の現局面が、統計学研究の全領域、すなわち統計調査論、統計体系論および統計利用論に提起している問題点と研究課題を素描している。

西ドイツの国勢調査中止問題は、その劇的な展開によって、戦後世界の統計史における最大の歴史的事象となった。問題の発生とともに、その重要性に注目し、数次の実地調査によって、問題の推移を丹念に追跡した申請者の精力的な研究は、日独両統計界の識者によく知られている。また、申請者は、本論文の研究課題にかんして1979年から学会報告を開始し、84年から87年、および89年は学会の共通テーマにかんする報告として取り上げられ、本論文以外の関連論文や紹介資料も、多くの反響を受けてきている。それまで、統計実践のなかでは、統計関係者の焦眉の課題であるにもかかわらず、統計学界で関心が向けられていなかった統計環境問題を、統計学研究の現代的な領域に位置づけ、その研究の方向を示したことは、高く評価されてよい。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授	宮川謙三
	副査	〃	伊東弘文
	〃	〃	児玉正憲

統計調査におけるプライバシー問題は、1970・71年世界人口センサスにおいて大きく顕在化して以来、先進資本主義諸国の統計制度と統計体系を根底から動揺させている深刻な社会問題である。その発現の政治的・社会的様相は国によって異なるが、いずれも統計調査の存立条件、統計政策と統計利用の現代的な方向性、統計法の基本原則にかかわる重要課題を統計研究者に提起している。

本論文は、統計実査がますます困難になりつつあるわが国の「統計環境問題」と国勢調査反対運動が政治的に先鋭化した旧西ドイツ（ドイツ連邦共和国。以下西ドイツと略記）の「国勢調査問題」を対象に、統計調査環境を規定する社会的歴史的条件を分析し、統計調査環境の現代的な保全要件と統計政策の理念を探求したものである。論文は3部10章から構成され、豊富な実証資料を駆使した論述は詳細であり、平明、かつ緻密な理論が展開されている。

第1部『わが国の統計調査環境の分析』は、九州大

学経済学部統計学研究室が実施した全国実態調査(「統計環境実態調査」1978年、「統計調査員調査」1979年)の分析にもとづいて、わが国の統計調査環境問題の社会的深層性を絶対的に解明している。

第1章「統計環境の分析視角」は、統計環境問題に接近する視角を設定するために、公民権問題やアイルランド問題をかかえるアメリカ、イギリスにおける先進的な経験と研究を総括したものである。統計調査におけるプライバシー問題は、「市民の公共的な存在と私的存在の対立と緊張」から社会体制的に生成するものであるから、この問題を統計法上の手続き問題や調査技術上の問題に矮小化してはならず、統計調査を規制する現代的な社会関係を視野におさめた社会科学的な統計研究の課題として、正しく位置づける必要があるというのが著者の立場である。第2章「統計環境の地域分析」、第3章「統計調査の現状」は、前述の全国実態調査の結果を詳しく分析、検討したものである。これによって、表面的には住民の調査非協力・拒否、統計調査員の選任難として現象する調査環境問題の社会的深層性が、住民と調査員の両側面から接近された統計実査過程の具体相の考察を通じて、総体的に解明されていく。住民の側面については、「統計環境実態調査」の分析によって、統計調査と統計情報に関する住民の心象と意識が地域別・世代別に把握され、統計調査の秘密保護に対する住民の根強い疑念の存在と政府統計に対する低い社会的な評価が、統計調査の存立条件を脅かしている統計環境の悪化要因であるとされている(第2章)。また、統計調査員の実査体験を集約した「統計調査員調査」の分析は、困難化する統計実査の様相と調査非協力・拒否の実態を明らかにしている(第3章)。両章の分析は政府統計に対する否定的評価、ないしは無関心の存在にもかかわらず、これまで統計調査を成立させてきた前近代的な社会土壌(旧来の共同体意識、公的権威主義の残存)が、今日、急速に風化しつつあるにもかかわらず、申告義務規定の適用を可能にする社会的条件が十分に成熟していないところに、わが国の統計環境問題の核心を見出している。また、問題の深刻化が統計調査の秘密保護措置の徹底化を迫るだけではなく、統計調査目的の公共性や統計情報の「公正機能」に対する社会批判を引き起こすことを洞察している。第4章「統計環境と統計行政」は、統計主体=政府の問題認識が、調査実施過程で生じる統計官庁と住民とのあいだでの表面的、技術的諸問題の範囲に限られているため、調査環境問題の社会的深層性を捉えることができず、統計環境政策が対症療法的な

調査技術の改善策の域を脱していないことを明らかにし、わが国の統計政策全体の著しい立ち遅れを厳しく批判する。

第1部の実証分析が明らかにした論点は、西ドイツの1980年代の国勢調査問題とそれを契機とする統計改革の動向によって確認される。西ドイツの国勢調査問題の展開過程とその意義を追究した第2部『西ドイツの統計環境問題』は、統計調査の理論的技術的過程を内在的に規定する基本的要因はプライバシー問題という特殊歴史的な社会現象であり、これが統計制度改革を駆動した動輪であることの解明にあてられている。

第5章「1983年国勢調査の中止と違憲判決」は、違憲判決によって中止された83年国勢調査の問題点を整理し、違憲判決の意義を明確にしている。すなわち、「情報にかんする自己決定権」(「市民が自分自身にかんする個人情報の申告・提供・利用について自分自身で管理・統御する権利」)が公認されたことによって、国勢調査の全局面がこの観点から問い直され、統計改革の課題を前面に押し出し、その実践を強く政府に迫ったとされている。第6章「統計調査環境問題の発生と世論の動向——1983年国勢調査の調査環境——」は、調査中止の背景となった全国的抗議運動の発生と世論調査に反映した国民の統計意識を分析し、データ保護問題の「社会構造的な基盤」が「現代社会に特有な技術的疎外、政治的疎外および経済的疎外」であることを明らかにしている。第7章「統計調査環境の現況——1987年国勢調査の分析——」は、連邦統計法改正後の87年国勢調査について、実査過程における調査員の任用拒否問題と調査拒否・妨害の実態、および国勢調査をめぐる争点を実地調査によって収集した資料をもちいて紹介したものである。政府と統計局の真摯な対応にもかかわらず、国民の批判、反対運動が弱まっていないことに注目して、現代社会の統計環境の悪化は、現代社会の基底にある対立的な構造条件がひとたび統計調査の表層に露出すると、統計法や統計政策という上部構造からの作用によっては、容易に解消できない性格のものであるとしている。

第3部『統計環境政策の展望』は、深刻な社会的対立を背景として成立した新しい西ドイツ統計法の体系(統計調査の目的、方法概念、技術的組織的規定の変革)を考察し、新しい統計環境政策のあり方を展望している。

第8証「1987年国勢調査法の意義と課題」は、83年

国勢調査法に対する違憲判決をうけて、再立法された87年国勢調査法の条文と議会資料を考察の対象として、統計法の二つの基本規定である「秘密保護規定」と「申告義務規定」の今日的な意義と機能を論じている。違憲判決が確立した統計調査の新しい基本原則、「個人情報にかんする自己決定権」と「調査目的の公共性＝統計の中立性」は、緊張関係を内包するものであり、この緊張関係の高まりに応じて、統計法の二つの基本規定が被調査者＝国民の「調査回答の真実性」を確保するための機能、ないしは統計調査の秘密保護が侵害されることによって生じる不利益から国民を保護するための消極的な機能にかかわって、統計情報そのものの「公共性」と「科学性」を保証するための積極的な機能を担わなければならないことが明らかにされている。第9章「1987年連邦統計法の成立と展望——統計政策の自立性の指向——」は、87年新連邦統計法を政府原案および旧連邦統計法（80年改定）と比較、検討することによって、新法が指向する政府統計の公共性原則と統計政策の自立性原則を新しい統計環境政策の基調として位置づけ、そこに西ドイツ統計改革の意義を見出している。第10章「統計学における統計環境論の意義」は、統計調査論、統計体系論および統計利用論の研究動向を簡潔に要約し、統計環境問題が統計学研究の全領域にわたって、すぐれて現代的な研究課題を提起していることを確認している。

本論文は、先進資本主義諸国が直面している統計調査環境問題の全体像を明らかにするため、日本、西ドイツにおける実地調査にもとづいて、この問題を実証的、体系的に論じた研究である。本論文は、統計実践のなかでは、統計関係者にとって焦眉の課題であったにもかかわらず、統計学界では比較的、等閑視されてきた統計環境問題を統計学研究の領域のなかに正当に位置づけ、今後の研究方向を示したものとして、学界に資するところはきわめて大きい。また、論文を中心とする専門分野に関する専門知識についても、本人の研究歴、研究業績に照らして十分であると考えられる。

以上のことから、本論文は経済学博士の学位を授与するに値するものと認める。

裴富吉氏学位授与報告

報告番号 乙第94号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成4年5月13日

学位論文題名 経営学発達史

主論文の要旨

本書のねらいは、①日本経営学史を概説し、②日本経営学史の出発点に関する「通説」の理解に変更を求める、という2点にある。いずれも、いままでの斯学界においては試みられたことのない研究課題である。

1. 方法

筆者の採る「経営学史」研究の視点は、経営学史研究〔広義〕を経営学史研究〔狭義〕（経営学説史）と経営思想史研究とからなるものとする。両史は、表裏一体の関係にあり、経営学史研究の全体を形成するものである。

経営学史〔狭義〕は、学説・理論の正確性や妥当性を、それが生まれた時代背景との関連において歴史的に検討する。経営思想史は、経営にかかわる諸思想・諸概念をひろくとりあげ、それが時代においてはたした役割や意義を検討する。

いいかえれば、経営学史〔狭義〕は、純粋な経営認識の結晶体を静的にみる傾向を有し、経営思想史は、むしろ経営観や経営実践という要素もふくんだ動的なとらえかたを有する。前者は〈学説と人〉を「学説から人を見る」のに対して、後者は〈人と学説〉を「人から学説をみる」のである。経営学史の研究にはこうした2側面からの接近方法の統合が必要である。

2. 内容

本書『経営学発達史』は、まず序章「経営学史研究の方法」において、筆者が主に「経営思想史」の分析視点に立脚しながら、経営学史の研究として、日本経営学史の概観を試みることを説明する。

本書は、日本経営学史の全体像を、①近代経営学（組織論的経営学説：規範的実践科学的志向）と②マルクス主義的経営学（個別資本運動説：批判的理論科学的志向）とに大別した学派分類のもとに概説する。

しかし、第1章「経営学の誕生」（神田孝一の工場管理学研究）と第2章「経営学の創始」（上田貞次郎の商工経営論研究）は、日本経営学会創立（1926（大正15）年7月）以降、活発に展開されてゆく〔上述の①と②

のような)日本経営理論の研究展開に直接的に関連していかなければ、それ以前の時期にかかわる学史的事情が、日本経営学の歴史にはあったことを解明している。

日本経営学史の出発点は、その日本経営学会の創立時に求められていた〔したがって経営学は昭和の学問であると観念されていた〕が、実はこの理解は根拠のない恣意的な指定であった。なぜなら、この指定は、明治・大正期における経営「理論」的な研究がどのようになされてきたか、この事実をみただけのものではなかったからである。当時における、神田および上田〔とそのほか〕の学説・理論を究明すれば、日本経営学史の出発点は、もっと早い時期におかれることがわかるはずである。

とくに日本経営学史の解明において注意したいのは、明治・大正時代における工場管理学の系譜をあわせて歴史的に研究しなければならない点である。日本経営学会創立以前の日本経営学史の理論展開は意外と知られていない。工場管理学方面の研究によって、日本経営学史のみならずはかかれることが、本書の研究より明らかになったものと考えている。

本書の研究は、日本経営学史の出発点を大正7(1918)年ごろに求める。

第3章以下の論及は、昭和初期のころにはすでに日本経営学の源流を生成させていた著名な経営学者たちを中心に、その諸学説・諸主張を聞き、これらを批判的に吟味しつつ、現在までの軌跡をたどっている。

論及の対象となった経営学者たちの姓名は、つぎのとおりである。

増地庸治郎・平井泰太郎・村本福松・中西寅雄・佐々木吉郎・馬場克三・中村常次郎・北川宗蔵・牛尾真造・古林喜楽・池内信行・馬場敬治・山本安次郎・高宮 晋・古川栄一・山城 章・藻利重隆・栗田真造・高田 馨・占部都美・その他5名である。

日本経営学史の全体的概観を試みて思うことは、日本経営学の理論的課題が個別資本運動説と近代組織論の両研究を総合しなければならないということである。というのは、双方の研究課題は、本来、経営学研究が同時に包摂すべきものと考えられるからである。その双方の立場が、いつまでも没交渉のような事態はさけられねばならない。

このことは、学問のもつ思想的・信条的な違いをこえて意識されなければならないことと考えられる。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	川端久夫
	副査	〃	〃	原田 實
	〃	〃	〃	丑山 優

本論文は、筆者の20年にわたる研究を集約したもので日本経営学史の全体像に対する概説的叙述と同時に日本経営学史の出発点についての‘通説’を変更する狙いもこめて書かれている。

序章「経営学史研究の方法」では、欧米の学説研究を重視して自国の学説研究に不熱心な‘日本経営学の伝統’ないし‘感性’を批判するとともに、本論文全体の視座と方法を述べる。広義の経営学史研究は、経営学説史と経営思想史とから成り、前者は学説の正確性・妥当性とその推移を生成基盤との関連において検討し、後者は経営にかかわる思想・概念を広く取り上げ、歴史的な意義や役割を解明するもので、表裏一体の関係にある。いいかえれば経営学史は、‘人から学説をみる’経営思想史と呼応しつつ、‘学説から人を見る’形で、時代背景をふまえながら展開すべきものであり、具体的には‘学派中心’の叙述となるが、年代誌・文献史・個人別の特徴把握などの方法も併用する、としている。

第1章「経営学の誕生」では日本の「経営学が大正末期から昭和初期にかけて、ドイツ経営経済学の輸入により、商業学を母胎としてそこから分裂、成立した」という通説的理解に異を唱え、日本における科学的管理法の導入と関連する大正期工場管理論の動向に注目し、神田孝一『実践工場管理』(1912)等に代表される諸研究をもって‘経営学の誕生’とする。

第2章「経営学の創始」では、明治末期にはじまる、上田貞次郎の商事経営学形成の努力——一旦途絶して昭和初年に『商工経営』として結実する——を、その企業経営に対する現実感覚と欧米学者に先立つ独創的な構想のゆえに‘創始’と評価する。もし、上田の研究が工場管理論の系譜を包摂しえたならば、日本経営学は当初から個性的な理論を展開したことであろう。現実には日本経営学会設立(1926年)前後からそうした伝統と断絶した‘輸入学問’が、学界を主導することになった、というのである。

第3・4章「経営学の確立」(1)(2)では、昭和初期、主としてドイツ経営経済学諸派の導入・消化の形で展開した‘確立期’の日本経営学の連峰を紹介・論評している。上田の系譜を引く増地庸治郎・平井泰太郎・村本

福松らの学説は、ドイツ経営学自体に内包された講壇性＝現実遊離性が日本の政治・経済・学問の後進性を反映してさらに増幅したものとして現われ、戦争経済の展開と共に無残な時流迎合に陥った。この悪しき規範論的志向は、戦後にも尾を引く日本経営学の宿痼となっている。他方、そのような傾向を批判し、マルクス経済学による修正・補強を施すことで理論科学を志向した中西寅雄・佐々木吉郎らは、日本独自の‘個別資本説’を創始したが、これまた多くの弱点を抱え、戦時体制の深化の中で挫折・転向の途をたどることになった、と指摘する。

第5章以降は、確立期に形成された2つの潮流——実践科学性を標榜する近代経営学＝組織論的経営学説（規範的志向）と理論科学性を強調するマルクス主義的経営学＝個別資本運動説（批判的志向）——を軸として、おおまかな時代順に交錯させながら論述する手法をとっている。（別掲・系譜図参照）

第5章「個別資本学派の復興」では、戦時期にも転落を免れ、戦後に復活、本格的な展開をみた‘批判経営学’の諸説——馬場克三、中村常次郎、北川宗蔵ら——を取り上げ、それぞれの主要業績と独自主張を紹介しつつ後進による批判を含めて学史的な位置づけを与えている。とりわけ、個別資本説の流れの中で、従来ほと

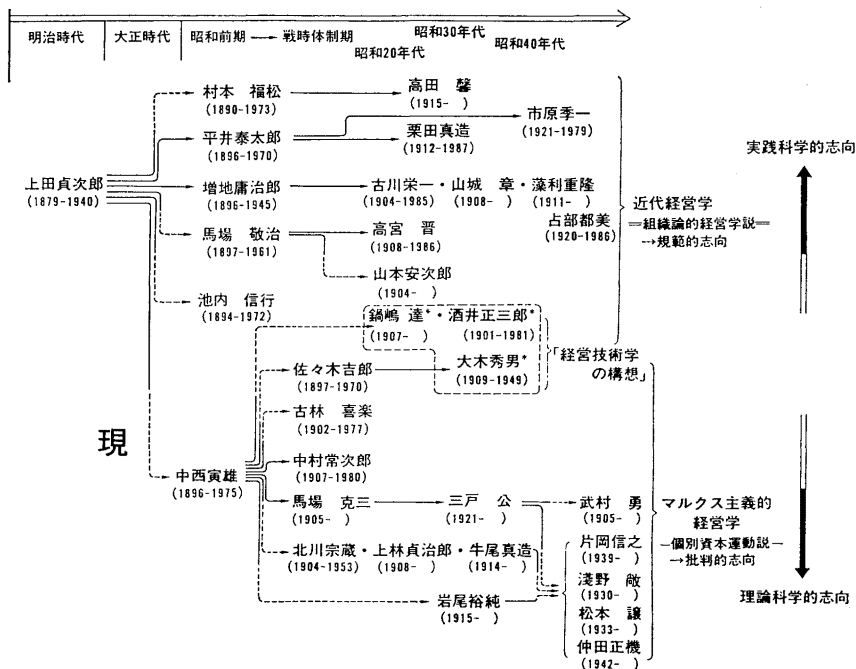
んど無視されてきた中村の寄与を発掘・再評価している点は本論文の一つの特徴である。

第6・7章「規範学派の形成」(1)(2)及び第8章「規範学派の構想」では、今日、ほぼ声価の定った諸説のなかから池内信行、馬場敬治、山本安次郎など10人をえらんでそれぞれの特徴的な業績と問題点を紹介・論評している。

第9章「個別資本学派の再考」では、第5章で扱われた諸説の継承・批判・再展開を試みた諸説のうち主要なものについてそれぞれの独自主張を紹介し、評価と批判を加えている。

結章「経営学と経営学史——なんのための学問か——」において、筆者は本論文の狙いを再説し、日本経営学の輸入学問的性格、それと関連して‘理論’と‘実践’との関連性に対する明瞭な意識、すなわち学問の当然もつべき立場の欠落、戦時・戦後を一貫して底流している時流迎合的性格を指摘すると共に、日本の経営学者が欧米理論のみでなく自国の経営学の歴史と理論状況を真剣に研究し、そのなかから‘この国なりの個性ある理論’の出現を期待する旨を述べている。

以上、著者の経営学史研究の基本姿勢、それと密接に関連した日本経営学の出発点にかんする新提案、大胆な学派分類による全体的・総合的鳥瞰によって可能



となった日本経営学の基本性格ないし宿痾の摘出、など、本論文は多くの瞠目すべき主張を含んでいる。

- (1) 日本経営学の出発点を、大正期に展開した工場管理の理論と実践に求めることは、従来のドイツ式(企業経営に関する高等教育機関の設置と独自の教科目の確立)の成立指標をアメリカ式に変更することを意味する。この提案は、戦前の日本経営学が「骨はドイツ、肉はアメリカ」にもとめていた状況から戦後骨肉ともにアメリカに求める状況を持続・定着させた、という歴史と現状からみて、適切である。また近年日本の生産システムの優位性が論じられ、それを実践的基盤として普遍性をもった国産経営学の構築が期待されていることもその妥当性を裏づけるであろう。
- (2) 本論文が扱った諸説の系譜図にみられるように、日本の経営学説を二大別し、経済学説の通俗的分類になぞらえて性格規定することは、学説そのものの問題史的推移や方法史的発展を跡づける上では、適切とはいえない。組織論的経営学説のすべてが規範的志向をもつわけではなく、個別資本運動説のうちにも、実践科学的志向の濃厚なものがある。「近代経営学の立場を全面的に否定しえないし、マルクス経営学の立場を全面的に肯定しえない」という筆者自身の立場からしても過剰な単純化であろう。
- (3) あえていえば本論文は、経営思想史的偏向をもった経営学史である。学史研究の「究極は一種の文明批評である」とすれば、「学説から人を見る」方法そのものは十分な存在理由をもっており、本論文が日本経営学の現実遊離性・時流迎合性を摘出・糾弾する点で、ひとときわ精彩を放っているのは、まさに、この方法の故である。他日学説から直ちに人を見るのではなく、学説から出発して人に至る中間の過程に注目し、諸学説そのものの展開と相互浸透、生成基盤の推移と呼応する変動の諸相に焦点づけた叙述によって補完されるならば、本論文は著しく説得力を増すであろう。

以上、本論文は、日本の経営学に対する注目すべき寄与というに足りる。論文を中心とした専門知識については、著者の経歴等からみて十分である。よって本論文は経済学博士の学位に相当するものと認められる。

高瀬恭介氏学位授与報告

報告番号 乙第95号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成4年10月15日

学位論文題名 金融変革と金融再編成

—日本型金融革命の全体像—

主論文の要旨

わが国の金融体制は、金融自由化、国際化の動きを背景に、これまでにない速さで変わりつつあり、金融の機能面、組織・制度面でまさに革命の変革が進んでいる。本論文は、このような金融の多面的かつ大規模な変革を、その有機的な構造に留意しながら、金融変革の全体像を体系的、立体的に捉えようとしたものである。

本論文で、特に留意した点は、次の二つである。一つは、これまで多くの専門家、実務家が展開してきた金融変革についての議論をふまえ、その集大成をめざしたこと、二つは、その重要性の割には説明が遅れていた金融機関の再編成の分野にスポットを当て、新しい環境の下での業界再編の全体像を明確にするとともに、その理論化を図ったことである。

まず、本論文は金融変革の具体的展開を把握するため、金融変革を「金融をめぐる客観的与件変化」と、これに対応する「金融関連経済主体の変革行動」とのダイナミクスとして捉える方法をとった。この両者の相互作用により、現実の変革過程は動態的に捉えることができるし、また、この分析視点は金融変革の国際比較を行う場合にも、極めて有効と考えられたからだ。わが国の金融変革の国際比較上の特色は、わが国の「客観的与件変化」の違いや、「金融主体の行動」の違いからもたらされており、この視点からみると、日本の特色が明確に浮び出てくるのである。

以上の分析方法をとったため、本論文はおのずと次の三篇から構成されることになる。

まず、第一篇では「金融をとりまく経済的技術的変化」が取り上げられ、わが国の金融変革の原因となった諸条件が考察される。続く第二篇では、第一篇で取り上げられた与件変化に対応する「金融主体の変革行動」が、金融自由化の動きとなって、それが規制中心の金融体制を壊し、金融機関の再編成を促進して新金融体制を形成する過程が究明される。そして、第三篇

では、以上の分析をふまえ、そのまとめとして「政策と展望」が取り上げられる。そこでは金融変革下の金融政策の有効性が論じられ、最終案で米国との比較におけるわが国の金融変革の特色が明らかにされ、それをふまえて今後の変革動向が展望されるのである。

本論文は以上の構成で金融変革の全体像とその基本性格を論ずるが、論者が各篇で特に分析上力点をおいた問題は次の諸点である。

まず第一篇では、わが国金融変革の進展に重要な役割を演じた要因として、低成長経済の定着と、それに伴う金融構造の変化の要因を重視した。国内的には、企業金融の変化による大企業の銀行離れや、公共セクターでの大量国債発行を起点とする金利自由化の展開、さらには家計の資産選択行動の変化を反映した貯蓄革命の進展など、経済主体別に整理される変革要因を分析する一方、対外的には、わが国における「金融の国際化」が、資本の自由化から「円」の国際化、金融のグローバル化へと展開する中で、それが国内の金融変革をいかに推し進めたかを考察した。

また、金融変革を推進する要因として、金融面のイノベーションを重視したことも、本論文の分析面での特色となっている。そこでは、情報処理や通信技術の進歩で、エレクトロニック・バンキングを中心に金融機関の情報産業化が進み、別次元での金融変革が展開する側面を明らかにし、金融技術革新の変革効果を究明した。

第二篇では、次の二点に注力した。

一つは、「金融自由化」問題に焦点を当て、金融自由化を与件変化に対応する金融主体の変革行動として捉える視点から、高度成長期の規制中心の金融システムが、低成長経済への移行に伴う金融構造の変化で崩れていく過程を解明する一方、その延長線上に、金融自由化の展開方向を探った。

二つは、金融自由化の影響で、金融機関の経営や収益構造が変化し、それに伴ってわが国の金融制度や金融機関の業界構造が大きく再編成される制度・組織面の変革を究明した。自由化体制の下では、金融機関の業務は同質化し、その過程で金融機関は大規模かつ多角的な「総合的金融サービス機関」と、自己の得意な特定金融業務に特化する「専門的金融サービス機関」に分極化する一方、地域圏に特化する多種多様な金融機関は、生き残りをかけ、一段の規模拡大と多角化を迫られ、合併や業務提携、系列化を通じて広汎に再編成されていくことになる。それに、ノン・バンクや政府系金融機関の再編が加わり、金融組織全体が再構築

されていくのである。そして、その過程で効率的な金融システムが出来上がり、利用者には利便性に富んだ金融制度が創られていくのである。

本論文では、以上わが国で展開中の金融変革の実相を明らかにし、併せて今後の動向を展望したが、現実の動きはまさに本論文で論述、展望した方向に著実に進みつつある。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授 深町 郁彌
	副査	〃 〃 徳永正二郎
	〃	〃 助教授 川波 洋一

本論文では、わが国の金融変革の特質の全体像をとらえることを研究の対象としている。本論文の筆者は、日本の金融変革を古い規制中心の金融体制が新しい自由な金融体制に移行する過程とみているが、「わが国の金融変革は米国の金融変革に比べ」、どのように「大きな特色をもっているか」を明らかにすることを目標としている。したがって本論文では、まず「日米金融変革の共通点」を基本的大枠として設定し、日米両国の金融変革のそれぞれの特色を、「金融変革の背景となった客観的与件」の日米の相違、そしてそれらの与件に働きかけていく「金融主体の変革行動」のダイナミズムのそれぞれの国での違いからとらえる独特の分析視点が用意されている。この分析方法を用いることによって日本の金融変革の特色は少なからず浮彫りにされることになる。

この分析方法によって、本論文の構成は、序章「日本における金融変革——そのダイナミズムと展開方向」のほかは、3つの篇から構成される。章の構成も含めて提示しておく。

第1篇「金融変革の経済的技術的背景——金融変革の客観的与件——」、第1章「企業金融の変貌と金融変革」、第2章「国債を抱いた金融体制と金利自由化」、第3章「資産選択の変化と貯蓄革命」、第4章「金融の国際化と『円の国際化』」、第5章「エレクトロニック・バンキングと情報革命」。

第2篇「金融自由化と金融再編成——金融変革の主体的要件——」、第6章「金融の自由化(1)——高度成長期の金融システムの崩壊と金融の自由化——」、第7章「金融の自由化(2)——金融の自由化の展開方向と金融の効率化——」、第8章「金融変革下の金融機関収益構造の変化と経営動向」、第9章「金融再編成の基本方向

と金融秩序問題」,第10章「金融変革下におけるノン・バンクの動向と金融再編成」,第11章「郵貯問題と政府系金融機関の再編成」。

第3篇「政策と展望」,第12章「金融変革と金融政策の有効性」,第13章「金融変革の日本の特性とその展望——米国との比較において——」。

「金融変革の客観的要件」を分析対象とする第1篇「金融変革の経済的技術的背景」では,企業,財政・国債,家計の3つのセクターと金融国際化,エレクトロニック・バンキングの視点から分析されている。3セクターの分析から述べていく。

金融機関とくに商業銀行,そして金融市場にたいする影響を企業金融の変貌からどう説明できるか。これが企業セクターの問題である。変動相場制移行直後の1974年,日本経済は高度成長から低成長へ転換した。高度成長期の71年に主要企業(製造業)の資金調達のうち27%にすぎなかった内部資金のシェアは,84年には72%となり,85年にはすべての資金調達をまかなうまでになった。企業金融の変化としてまず81年以降の自己金融の強まり,そして銀行等の借入れから証券市場を用いる資金調達への多様化,「企業の銀行離れ」,融資系列,メインバンク制など銀行と大企業の癒着関係を具体的に分析している。金融市場にかんしては自由金利市場の発達が著しい。コール市場,手形市場などのインターバンク市場に比べて譲渡性預金(NCD),外貨預金などのオープン市場がさらに拡張している。大企業の内部資金は実物投資に向かうだけでなく,金融資産として貯蓄された。

財政・国債セクターでは「国債を抱いた金融体制」が分析対象である1975年以降の国債の大量発行・累積の時代には,証券取引所での大口取引市場の開設,証券会社による80年の中期国債ファンド(中期国債投資信託)の開発,さらに銀行の決済機能と証券会社の中期国債ファンドの投資機能を結合したCMA(cash management account)が開発された。1965年度の国債発行後も国債金利は硬直的な規制金利体系の基軸金利であったが,75年以降の大量発行にさいしては,その消化,売買のために国債金利の実勢化と自由化が必要だったのである。

さらに家計セクターでの金利選好と金融資産の選択にもとづく貯蓄構造の変化が分析される。金利自由化にもとづいて,まず高利回りの中期国債ファンド,信託銀行のビッグ,長期信用銀行のワイド,第2の市場金利金融商品の銀行の譲渡性預金(NCD),相互銀行のMMCが開発された。さらに複合金融商品である銀行

の決済機能と証券会社の投資機能を結合したCMA,銀行の決済機能とカード会社のカード機能の結合が出てきている。こうした金融市場の拡大は,個人が金利選好に目ざめ金融資産の選択を行ったことにもとづいている。この家計セクターの貯蓄構造変化は信託銀行,長期信用銀行の高利回り商品による資金集中力を強化しはするが,これに対応する長期の資金運用は低迷しており,資金吸収面と運用面のミス・マッチが拡大する。このギャップを埋めるには短期の貸付信託や海外CDなど短期運用への進出を求められている。銀行,とくに都銀は中・長期のターム・ローンなどの貸付が貸出の半ばに及ぶが,長期資金の調達はまだ制限されている。資金吸収が短期で運用が中・長期というミス・マッチを埋めるには,長期預金の開設,金融債の発行,信託兼営の長期資金集中への進出が求められている。

企業,財政・国債,家計の3セクターにおける客観的要件からの上向分析で商業銀行,信託銀行,長期信用銀行,相互銀行のあいだの業態区分が低くなり,資金吸収面と運用面で同質化していることに注目された。

以上は金融変革の客観的要件である。だがこのほかに,本論文は金融変革を可能ならしめた「技術的要因」としてエレクトロニック・バンキングのイノベーションの位置づけを求めている。今日の「第3次オンライン・システム」は,従来から稼働している国内勘定処理と顧客情報を中心とする「基礎情報システム」,ならびに全国銀行データ通信システムなど外部と接続した「ネットワークの統合管理システム」の2つの基幹システムをさらに拡充する一方,これに新たに国際業務全般にわたる「外国システム」を結びつけている。これによってファーム・バンキング,ホーム・バンキング,銀行POSシステムが可能となる。

ファーム・バンキングには,会計情報,金融経済情報のほかに,「データ通信による資金決済」と「資金集中システム」の2つの決済機能がついている。「資金集中システム」とは,支店,工場の口座にある資金の一定残高以上を本社の口座に振り替え集中するサービスである。企業側からいうと,従来短期資金であったものが高利回りで長期資金として運用できるようになる。しかし銀行にとっては「従来企業の流動性預金を集め,これを貸し出して利ザヤをかせぐという『伝統的商業銀行業務』の基盤を大きく崩す」ことを意味している。企業は資金効率を高めることができ,資金の高利回り金融資産への振替運用サービスを銀行に求めることになる。しかし銀行にとってはこの第3次オンライン

にたいする巨額の投資は「収益に寄与する投資」としての性格が薄いが、他行との競争上では実施せざるをえない。そこで投資負担を少なくするため開発を促させた銀行からソフトを買い、その銀行のコンピューターの網に組み込まれるしかない。特定銀行を中心に「情報系列」化の動きが拡大していくことになる。経済の高度成長から低成長への基調転換による金融構造の変革と情報産業化という産業構造の変化による金融構造の変革が、オーバーラップして新しい金融体制を確立していく。

金融の国際化について、著者は、(1)経済成長に占める実体経済の国際化、輸出入のGNPに占める割合が1965年の19.2%から85年には33%に上昇したこと、(2)わが国の投資・貯蓄バランスのギャップ、(3)円高による企業活動の多国籍化を金融主体の行動ととらえる。円建BA市場、リスク・ヘッジのための先物市場、東京オフショア市場の開設が述べられている。

第2篇「金融自由化と金融再編成——金融変革の主体的要件——」では、第1篇で取り上げられた客観的要件に対応する「金融主体の変革行動」が金融自由化の動きとなり、金融機関を再編成し、新しい金融体制を形成していく過程がのべられている。まず1974年を境に銀行収益が「総資金利ザヤ」の縮小で低減し、それにとまって都市銀行を中心にリース、カード、投資顧問、信用保証などの金融周辺業務へ展開することになる。

また金融業務の同質化のもとでは、金融再編成の方向は「総合的金融サービス機関」、「専門的金融機関」、そして「地域密着に特色をみせる金融機関」の3つに分化していく。まず都銀、地銀、長期信用銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合などの金融機関、そして証券会社、保険会社、消費者金融の3つの側面をめぐるノン・バンクの金融変革のなかでの動きが体系的に展開されている。さらに第11章「郵貯問題と政府系金融機関の再編成」において、経済の高度成長期から低成長期への推移が政府系金融機関の公的金融の役割を質的、量的に低下させていることが検討される。郵貯はすでに1985年以来32%をこえ民間銀行合計を超過している。筆者は郵貯を含めた公的金融の資金調達と運用システムの変革を導き出している。

第3篇「政府と展望」では、「金融変革と金融政策の有効性」において高度成長期にたいして低成長期の金融政策の変化が検討され、マネー・サプライ・コントロール重視に論点が集約されている。最終の第13章では米国金融革命との比較で日本金融変革の特性が大き

くクローズ・アップされている。

本論文は、高度経済成長から低経済成長への転換を歴史的に押さえ、米国金融革命との対比によって「日本型」金融変革の特色を「全体像」においてとらえることに大きな成果をあげている。そのことは、「金融変革の客観的要件」で日本の企業、財政・国債、家計の3セクターの経済的背景の変化を歴史的に追跡したこと、そして「金融変革の主体的要件」のレベルで金融機関の金融自由化と金融変革の過程を詳細に検討したことにもとづいている。客体と主体の2つの分析視点を区別する分析方法をとられたことを高く評価したい。それぞれの分析視点で豊富な資料が収集整理され、それにもとづいて金融再編成の現状と予測が多面的にすべての金融機関、ノン・バンクにわたって展開されている。銀行の調査担当者としての長期間の活動にもとづく業績である。また理論的には第3次オンライン・システムを資金決済レベルでとらえ、企業による短期資金の節約と長期資金への運用が「伝統的商業銀行業務」の基盤を崩す、という立論は刺激的な問題提起である。本論文は日本型の金融変革を体系化した労作として評価できる。

本人の経歴、研究業績からみて、本論文は経済学博士を授与するに値するものと認める。

青木健氏学位授与報告

報告番号 乙第96号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成4年11月18日

学位論文題名 太平洋成長のトライアングル

—日本・米国・アジア NICs間の構造調整—

主論文の要旨

高揚期にある経済超大国はその強い磁力によって諸々の産業や富を引きつける凝集効果を発揮する一方、続く時期に旺盛な対外活動を通して自らのダイナミズムを周辺に伝播させていく。かくして周辺諸国に活力が蓄積され、ここが新しい成長波及源となって世界経済の動態が持続されていく。

第2次大戦後の世界経済において、経済超大国の役割を果たしてきたのが米国であり、米国が供給するダイナミズムを最も効果的に蓄積してきたのが日本であった。日本は現在、経済超大国の様相をみせ、米国が

世界でこれまでに果たしてきたと同様の役割つまり資本財、技術、資金を供給すると同時にそれらを導入した国によって生産された製品の吸収国としての立場を、とりわけアジア太平洋地域において担いつつある。日本を中心としたアジア太平洋地域は、今や、世界で最もダイナミックに発展し、世界の「成長センター」と称されており、世界経済の次期発展拠点の有力な候補と目されるまでに至った。

世界経済の動態がこうした過程をたどる中で、太平洋を挟み、日本、米国および NIES・ASEAN の三者の間で、経済的ダイナミズムを相互にトランスミットする強力なネットワークが形成され、固有の経済空間を誕生させた。つまり、第1に日本および NIES・ASEAN との間で形成された「アジア広域経済圏」とも形容すべき経済空間である。第2は、ハイテクを中心とした日米両国間の「太平洋テクノコンプレックス」ともいうべき有機的関係である。この2つを主要な導管として、さらにとりわけ70年代末以降から、経済関係を一段と緊密化させている米国とアジア発展途上国との間の第3のパイプラインを結合して形成される「太平洋成長のトライアングル」という経済空間である。これは日本の高度成長期にみられた経済と貿易の好循環を太平洋地域で再現し、世界経済再活性化の可能性を秘めるものである。

本論文『太平洋成長のトライアングル』（日本評論社、1987年）は、太平洋に出現した経済空間「太平洋成長のトライアングル」の実体、形成の動因および成長メカニズムを巨視的観点から解明し、世界経済再活性化の可能性を探ったものである。本論文の構成と各章の分析の狙いは以下のとおりである。

第1章「価格調整機能の復活」、第2章「世界貿易の新しい傾向」、第3章「ハイテク化と世界経済」、第4章「高まる太平洋地域の役割」、第5章「日本の輸入構造変化」、第6章「米国のアジア進出」、第7章「成長のトライアングル」。

1970年代初頭、戦後世界経済を最も震撼させ、その分水嶺を画した2つの事件が相次いで発生した。ニクソン・ショックと第1次石油危機である。これを境に、世界経済は低成長を余儀なくされると同時にスタグフレーション、巨大な財政赤字や対外不均衡など幾多の困難に見舞われた。世界経済はこれらの解決と新たな均衡を求めて、調整と構造変化を間断なく繰り返してきた。しかし、80年代に入り特に不均衡調整メカニズムが一変する。これは、70年代の「マーシャル的調整」から、81年以降世界貿易平均輸出価格が5年連続

して下降し、「ワルラス的調整」に転換したことに象徴される。80年代に入り世界経済環境が大きく変容したのである（第1章）。

低成長段階に突入した世界経済を再び成長軌道に乗せるには、「黄金の60年代」の成長メカニズムである経済と貿易の良循環構造を再構築する必要がある。既にその動意がみられる。その動因となっているのが産業のハイテク化である。これは、73年に発生した第1次石油危機で、60年代高度成長を担った重化学工業からのマイクロエレクトロニクスへと技術パラダイムの転換を契機としている。しかし、産業のハイテク化による産業構造の再編は、高度成長再現にとって、両面がある。それは、経済成長と国際分業の再編を促進する産業の高度化をもたらすと同時に、省資源と省エネルギーで輸入依存度が低下して、輸出拡大の抑制要因として作用しているということである（第2、3、4章）。

変化しつつある技術パラダイムに最も効果的に対応してきたのが、米国からの導入技術を蓄積し、かつこれをベースに独自に技術革新を推進してきた日本である。日本は産業技術を先端技術に切り替えることにより、国内産業の発展構造を変えることに成功した。この結果、現在日本は太平洋地域で、マクロ構造変化を強力に推進するコアとなっている。日本産業のハイテク化は、周辺諸国に効率的な資本財と技術の供給を可能にし、また素原料から製品へとシフトした輸入構造の変化が、周辺諸国の工業化を需要面から誘発した。さらにハイテクに牽引された輸出は競争力を格段に強化し、生産と輸出構造の高度化を加速させるとともに、投入構造を媒介にして輸入構造との連動化を強め、輸入の多様化と高度化をもたらし、周辺諸国の工業品輸出を一段と誘発させた。つまり、輸出－生産－輸入構造の3者が連動化を強め、三位一体となったダイナミックな構造変化は、日本経済全体をいまや世界のマクロ構造変化を強力に推進する一つの核と化し、経済変動の全過程が日本経済のダイナミズムを海外に伝播させるメカニズムそのものになったといっても過言ではない。

日本経済のこうした構造変化により、日本は製品輸入比率を高め、特にアジア太平洋地域において、日本が工業品を供給し、他の諸国から原材料等を輸入する垂直的国際分業から、工業品の相互取引を中核とする水平的国際分業を実現するに至った。かかる経緯で生まれた日本と近隣諸国との間の有機的関係が前述した「アジア広域経済圏」である（第5章）。これは80年代

後半の為替レート調整を契機に、日本企業が特に大量にASEANに進出したことにより一段と実体のあるものとなった。同時に、日米を中軸とした先端技術の貿易・投資の相互交流を通して、両国間で「太平洋テクノコンプレックス」という相互依存関係が形成され、これが米国を一段と太平洋貿易にコミットさせるとともに、NIESをハイテク貿易に参入させた。これによりNIESは、工業化と輸出工業化率を一段と高め、「太平洋成長のトライアングル」を形成する有力な一角をしめる地位を確立した。(第6章)。

日本、米国およびNIES・ASEANの三者の間で、前述したようにそれぞれ2つのグループ間での有機的関係を確立するとともに、これらを統合すると新たに「太平洋成長のトライアングル」という構造変動を相互に伝播し合うスケールの大きい動態的な経済空間が浮かび上がる。この経済空間の構造変化を促進し、かつ統合化させているのが米国と日本のMNCによる直接投資を通じたネットワークであり、これを可能とした生産工程の長距離化、標準化と分割可能性さらに比較優位決定要因の変化、情報通信技術の発達などである。こうした諸要因が一体となって、太平洋地域諸国間で相互に財、サービス、資金、技術の循環構造を形成し、産業と貿易構造の高度化および国際分業の再編を促進するモメンタムを作り出している。60年代高度成長期にみられた経済と貿易の好循環が太平洋地域で再現され、この地域が世界経済再活性化の拠点となり得る可能性を秘めるものである(第7章)

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授 宮川 謙三
	副査	〃 〃 西村 明
	〃	〃 〃 徳永正二郎

現在ではアジア太平洋経済のダイナミズムとそれが世界経済の構造調整に及ぼす作用は周知のこととなっている。しかしながら、本書がまとめられた86、87年当時には、太平洋を挟んでその両岸に地域経済圏を生み出し、世界経済の構造を変革するほどに強力な歴史的ダイナミズムのマグマだまりがアジア太平洋地域に形成されていると考えるものはまだ少なかった。国際経済の研究者の多くは、今日のASEANの工業化とアジア太平洋経済全域に及ぶ構造変化の波を十分に予見していなかった。日本のASEAN向け直接投資の歴史的契機についていえば、それは85年の9月に主要5カ

国蔵相によって締結されたプラザ合意とそれに基づく円高によって引き起こされたのだとする受動的な(つまり皮相な)見解が大勢を占めていたといえよう。

本論文は、世界の成長センターといわれるアジア太平洋地域経済について「経済ダイナミズム」と「経済構造調整」の両面から問題を提起した先駆的で、野心的な研究である。いま本論文が執筆された時点に立ち返って考えてみるならば、日本経済の成熟、産業構造の変化並びに日本経済のダイナミズムのアジア発展途上国への波及問題として正面から問題を提起した青木氏の主張は大胆であると同時に大層新鮮であったといえることができる。氏はいう。

「太平洋地域で主要な役割を担っているのは米国、日本そしてアジアNICsである。この三者のうち、太平洋地域におけるマクロ構造変化を強力に推進しているコアになっているのが日本である。第一次石油危機で…大打撃を受けた…日本の産業は急速なハイテク化を推進し、省エネルギー・省資源を図ってきた。輸出はハイテク財の比重を高め競争力を強化し、量的に拡大するとともに輸出構造はもとより産業構造の高度化を加速した。輸入もその内部で構造的変容をとげている。…この構造変化は日本経済のダイナミズムを海外に伝播するチャンネルとなり、ダイナミズムはとりわけアジア発展途上諸国に波及し…彼らの工業品輸出成長の加速および輸出と産業の高度化に貢献した。」

(「序章 本書の課題」)

本論文で指摘されているアジア太平洋経済の構造変化とは具体的には次のようなものである。第一に、それは、アジア太平洋地域において日本、米国およびアジアNICs・ASEANを軸に地域的産業を再編成し国際分業を再編させる動きを指している。第二に、この地域経済構造の再編成は、「日本の産業・貿易構造変化を起点とする動きでありながら」、日本とアジア発展途上諸国との間の有機的経済関係の形成を意味する「アジア広域経済圏」および日本と米国との間のハイテクを中心とした貿易・技術・投資の新編成を意味する「太平洋テクノコンプレックス」のふたつに類別される。このようなアジア太平洋の重層的な構造変化、すなわち80年代後半以降顕著となった「アジア広域経済圏」の形成と日米経済依存関係の歴史的転換の構図を、著者は80年代に顕在化した日本経済構造変化(ハイテク化)とそれによって引き起こされた日本経済ダイナミズムのアジア太平洋経済への外延的波及の問題として基本的に捉えている。

上述の帰結を論証するために、本論文では第1章「価

格調整機能の復活」,第2章「世界貿易の新しい傾向」,第3章「ハイテク化と世界経済」,第4章「高まる太平洋地域の役割」,第5章「日本の輸入構造の変化」,第6章「米国のアジア進出」という6つの章が準備され,最後の第7章『成長のトライアングル』の形成』ではアジア太平洋という地域規模で新しい成長構造がどのように形成されているかを分析している。

本論文のユニークさは第1章の理論的分析にある。ここでは,まず,80年代前半の世界市場に発生した三つの不均衡の調整過程——すなわち石油価格の下落,インフレの終息およびドル高の調整過程——がその後半以降の世界経済を安定的な成長軌道に乗せる準備過程であったとする「ワルラス的調整メカニズム」の復活が確認される。その理論を踏まえて,著者は,安定成長軌道の推進力として内需拡大を行い経済成長を図る先進国——とりわけ当時巨大な経常収支の黒字を抱え,インフレを抑え込んでいた日本と西独——が,輸入を拡大させ,途上国の製品を需要するアブソーバーであるという事実を眼に向けている。

ところで,青木氏にとって「内需拡大」は単なる国内消費需要の拡大という浅薄なものではない。先進国の内需拡大は,当該国並びに開発途上国の産業構造の変革を伴い,そのようなものとして世界経済の再活性化メカニズムを創出する誘因として位置づけられている。具体的にいうと,(1)先進国側の成長誘因として技術集約的投資(次世代のリーディング・セクター=ハイテク産業の育成を目指した技術集約投資)によって産業構造が高度化される一方で,途上国側にも成熟産業やハイテク産業の移転を受け入れる「地域的发展拠点」が創出されること,また(2)このような国際的な産業再編成メカニズムが構築され,後者の生産物のアブソーブションとして先進国市場が機能することによって,世界経済の安定的成長=再活性化メカニズムが本格的に機能する。

第2章で先進国主導の世界経済活性化の必要性が分析され,続く第3章「ハイテク化と世界経済」ではハイテク化による世界経済再活性化の可能性が実証的に分析される。第4章では「世界の成長センター」であるアジア太平洋で日本,アジア NICs,米国の三者が「構造変動を促し,経済的ダイナミズムを伝播させ,太平洋全域の構造変動を増幅している」実態がアジア太平洋貿易構造のハイテク化と米国市場への依存度の深化として分析される。以上を踏まえて,第5章では日本において内需型経済を推進し,日本を核とするアジア太平洋経済の相互依存が深化拡大する必要性が論

究され,第6章「米国のアジア進出」では米国経済のアジア太平洋経済への傾斜ないし融合化が米国産業構造の再編成並びにアジア生産拠点の形成に深く関わっていた点について実証的な分析がなされている。

第2章から第6章に至るアジア太平洋経済の実証的分析は,73年以降の世界経済の低成長を乗り越え,世界経済を再活性化させる与件がアジア太平洋の先進的部分,すなわち日本,アジア NIEs,米国にどのような形で形成されているかを,確認する作業であった。その与件とは,「(先進的—引用者)各国間で潜在的経済成長率を高める産業構造の,とりわけ製造業分野での異質化を促進する」メカニズムの存在である。なぜなら,この異質化によって「国際分業の余地を拡大し,更に新たな相互依存関係を形成しうる可能性をもつ発展拠点の創設」が可能となったからである。著者はまた,第2—6章の分析を通して,「発展拠点として期待されるのは太平洋地域である。」と結論づける。

いいかえると,青木氏は,太平洋貿易ネットワークの新しい形成に次のような経済成長のメカニズムを見て取る。つまり,(1)日本・アジア NIEs・ASEAN 間にみられる「アジア広域経済圏」ともいべきネットワークの形成,(2)ハイテクを中心とした日本と米国の「太平洋テクノコンプレックス」の形成,(3)これら二つのネットワークを主要な導管として,さらに米国とアジア発展途上諸国の間の第三のパイプラインを結合させた「日本,米国およびアジア NIEs・ASEAN の三者による『太平洋成長のトライアングル』の形成」を確認し,そのような地域間経済複合体として太平洋経済の成長メカニズムを把握してみる。

以上みてきたように,本論文では80年代後半以降に顕在化したアジア太平洋地域の「成長センター」機能を,理論的かつ実証的に分析しようとした野心的労作である。まだアジア経済のダイナミックで安定的な成長・発展が疑問視されていた80年代中葉に,この問題にはっきりとした理論づけをし,発展の方向性を明示しようとした意欲的態度と分析力は高く評価されなければならない。これが87年度の日本経済新聞社の経済図書文化賞最終選考(『日本経済新聞』87年11月3日号掲載)に残るまでの評価を受けた大きな理由でもあろう。

本論文は独創的な理論構築を基盤としたアジア太平洋経済分析の書である。とはいえ,本論文が著されて数年を経ているという時間の経過を鑑みればいくつかの問題点が散在するのも自然であろう。たとえば,青木氏によればアジア太平洋の地域的发展の推進力は先

進国側の産業構造の高度化とそれに伴う国際分業形成基盤の創出にある。平たくいえば、先進国による比較優位構造の創設ということになるが、ASEANの工業化やアジア各地の局所的経済発展を比較優位理論のみをベースにして十全に説明できるかどうか、途上国側の主体的な工業化政策（輸出志向型産業政策の導入など）と内生的要因についてもっと積極的に言及すべきではなかったろうか。また、米国の役割が必要以上に強調されていないかという疑問もでてくる——もっともこれらの点は、後の多くの著書の中で補完されているし、80年代半ばのアジア経済が米国市場に大きく依存して成長した事実を考えれば納得できることではあるが。

本論文は、当時エコノミスト、日本経済新聞、週刊東洋経済等の書評でも取り上げられ高い評価を受けた。また、経済企画庁の年次世界経済報告（87年）やその他のジャーナル、民間研究機関の研究書誌でも本論文の基本コンセプトが積極的に取り入れられ援用された。本論文が発行されて数年が経つが、その価値は今日においても色あせてはいない。太平洋経済の新しい動きについていち早く理論的な分析を行ったという現代アジア太平洋経済研究の先駆性に加えて、本論文が提示したアジア太平洋経済の新しい分析視角は今日でも説得力をもつものとして研究者に受け入れられている。また本論文をベースにして、青木氏は次々にアジア太平洋経済に関する研究成果を公表し、高い社会的評価を受けている。

豊富なデータを駆使して理論的分析を加え、アジア太平洋が直面する経済的課題に鋭いメスを入れた本論文の先駆性は、ヨーロッパ、アジアに長期滞在し国際的視野から実証的研究を行ってきた青木氏の研究態度と切り離して考えることはできない。また、本論文を中心とした専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して十分であると考えられる。

以上の理由から、本審査委員会は青木健氏の本論文が経済学博士の学位を授与するに値するものとする。

高 哲男氏学位授与報告

報告番号 乙第97号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成4年11月18日

学位論文題名 ヴェブレン研究

—進化論的経済学の世界—

主論文の要旨

ソースティン・ヴェブレン（Thorstein B. Veblen）は、功利主義的社会進化論者 H. スпенサーと異なっており、経済社会を「経済人」の織りなす予定調和的な世界への「進化」過程と捉えはしなかった。彼の特徴は、経済社会分析のなかに思考習慣＝社会的「行為規範」の累積的な発展という文化人類学的社会認識を取り込み、経済学の分析的枠組みそれ自体を著しく拡張したところにある。資本主義社会はたんに技術的な「経済機構」であるに留まらず、歴史的・累積的に展開してきた統一的な「文化機構」であると捉えられ、その編成原理と機能構造とが生き生きと解明されることになった。『有閑階級の理論』（1899）と『営利企業の理論』（1904）とをつうじて体系的に展開された進化論的経済学の理論構造を、学説史的に再構成した本論文の構成は、以下のとおりである。

序説 「ヴェブレンの世界」の成立

—その原像をめぐる—

前編 大衆社会の論理構造

—『有閑階級の理論』研究

1章 行為規範と有閑階級制度の発展

—文化人類学と経済学との
進化論的な統合の試み—

2章 顕示的閑暇と消費

—有閑階級の行為規範—

3章 顕示的浪費の理論と大衆消費社会

4章 有閑階級社会における保守と革新

—社会退行の理論としての
社会進化論—

後編 株式会社体制の構造と機能

—『営利企業の理論』研究

5章 企業者とその役割

6章 貸付信用と株式会社

7章 景気循環と慢性的不況の理論

8章 軍国主義と社会主義

— 営利企業衰退の理論 —

「種の保存」を生物学的に保証すべく本来人間に組み込まれている内生因子である「ワークマンシップ本能」は、つねに無駄（人間の生命活動の拡大に直接役立たない）の排除＝「効率」＝生産技術の不断の進歩をもたらすように作用する。人間の文化的行動のもっとも強力な内的推進動機である「競争心」（emulation）＝「自己顕示欲」の発露が許されるのは、この限度内においてのことである。社会の生産力が高まるにつれ、「名声の基準」は武勇・略奪能力・所有財産の高・顕示的な消費と閑暇という序次で展開し、重層的な社会的行為規範の体系を形づくってきた。

資本主義社会は、非暴力的な略奪である商業と平和愛好的な労働による富の生産という手段とをつうじて遂行される「私有財産をめぐるゲーム」社会であり、最も支配的な行為規範は「顕示的な消費と閑暇」である。大衆は、それぞれの属する社会階層独自の「名声の基準」を満たすためにひたすら消費の拡大をはかり、それを実現するために、もっぱら勤労に依りしむ。

顕示的消費には限界がないから、大衆の勤労意欲が衰えることはなく、したがって技術進歩＝生産力の発展が続くかぎり、この社会体制は永続化しうることになる。隣人に負けられないような生活水準を維持するためにはどうしても子供の数を制限しなくてはならないから、マルサス「人口論」の世界は克服されている。しかも、本質的に破壊的でありうる「競争心」に由来する顕示的消費は、無駄を排除するように作用するワークマンシップ本能の作用によって長期的には制限されるから、結局生産力の発展とともに生活水準が向上し続ける。顕示的浪費の社会は、こうしてJ.S.ミルの予想とは反対に、経済発展こそ無限に続くが、人間的停滞状態に留まりつづけるような社会体制だということになる。

だが、精神態度のレベルで見たときには、この体制もまた安定的ではない。顕示的消費の生活は、上流階級に特有な精神態度、つまり権威主義的で保守的な態度を大衆に教え込む。他方、勤労の実行は、機械過程のなかでの労働である以上かならず機械的な合理性や懷疑主義的な精神を醸成する。「社会進化」の過程は、新しい科学技術的な思考習慣の形成過程であると同時に、より古くからあった諸行為規範への「退行」や「先祖返り」の過程でもある。現代の人間性は、決して単一の「経済人」などではない。古代から連綿と形成されてきた諸行為規範のすべてを多層的に組み込んだ複合的なものである。

『有閑階級の理論』が「精神態度」のレベルでみた「制度発展の理論」であったとすれば、『営利企業の理論』は「経済機構」のレベルでみた「制度発展の理論」であった。ヴェブレンの目は、すでに経済社会を構成する基本的な単位が「個人」から「組織」つまり「株式会社」に移っているという事実が注がれていた。「企業者」の概念は、価格の管理を可能にするような独占的巨大株式会社を形成してゆく役割に重点がおかれており、技術革新を生み出す役割はあくまでも「技術者」にある。

ヴェブレンの株式会社論は、全19巻におよぶ『合衆国産業委員会報告書』を主要な典拠に用いた、世紀転換期の大企業合併運動＝独占的巨大株式会社形成過程の理論的分析である。①巨大株式会社の資本化の基礎は資本集中によって高められた収益力＝独占的市場支配力＝暖簾にあること、②株式会社金融は、「資本と信用の区別を取り除いた」ような新しい金融方式、つまり優先株と社債との広範な利用をつうじた証券市場と信用制度との融合の結果なされたこと、③こうして「証券」＝金融資産の形態で実現された「歴史上例を見ない莫大な富」は、産業設備の所有権であるだけでなく株式会社の「将来の予想収益力」でもあることが、明確に抉り出された。

ヴェブレンは1880年代以降顕在化した「慢性的不況」を、こう説明した。自由競争体制のもとでは、産業技術の不断の進歩は生産費の低下による販売価格の競争的下落をもたらす。だが技術進歩の速度があまりにも速いと、新規投資資金を回収し終えないうちに他企業がさらに高い生産性をもつ技術を実現し、先発企業が倒産の危機に瀕することになる。大部分の企業が価格の下落に悩まされ続ける「慢性的不況」が発生する。巨大株式会社形成をつうじる価格管理の試みも十分な対策とはならない。国家による消費＝浪費の追加が要請されるが、公共土木事業などでは高度化し続ける生産力を浪費し尽くすのに不十分だという。こうして軍事支出が増加させられる。

そうして軍事支出の持続的拡大は、国民精神のレベルでは、略奪能力＝暴力が行為規範＝名声の基準であった野蛮時代の思考習慣への精神的「退行」をもたらすよう作用する。ワークマンシップ本能がこのような不生産的「浪費」を回避させるよう作用するが、それは同時に勤労大衆に懷疑主義を教え込み、私有財産制度を否定する「社会主義」への関心や共感を高めるように作用する。こうして新しく登場した大衆消費社会は、精神レベルの点でみれば、軍国主義か社会主義か

いづれかの道につうじる精神態度を生み出すというわけである。まさに世紀転換期の経済社会思想であり、歴史的過渡期の社会分析理論である。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	逢坂 充
	副査	〃	助教授	関源太郎
	〃	〃	〃	磯谷明徳

近年、オーソドックスな経済学に懐疑の眼が向けられ、その根底を問い直す試みがある程度の共感をもって受け入れられるなかで、ソースタイン・ヴェブレン (Thorstein Veblen. 1857-1929) は改めて研究者によって注目され、その現代的意義を発掘する営為が積み重ねられている。本論文は、そうした研究動向を背景に、多面的で錯綜した論理で構成されている彼の経済社会分析を、初期の二大著作——『有閑階級の理論』(1899年) および『営利企業の理論』(1904年) にふかく内在しつつ、彼自身のいう「進化論的」経済学の見地から、それらを一個の「統一的な理論体系」として把握し、ヴェブレン研究に新たな地平を拓いたものである。

本論文の構成は以下のとおりである。

序説 「ヴェブレン的世界」の成立

——その「原像」をめぐる——

前編 大衆消費社会の論理構造

——『有閑階級の理論』研究——

1章 行為規範と有閑階級制度の発展——文化人類学と経済学との進化論的統合の試み——, 2章 顕示的な閑暇と消費——有閑階級の行為規範——, 3章 顕示的浪費の理論と大衆消費社会, 4章 有閑階級社会における保守と革新——社会退行の理論としての社会進化論——

後編 株式会社体制の構造と機能

——『営利企業の理論』研究——

5章 企業者とその役割, 6章 貸付信用と株式会社, 7章 景気循環と慢性的不況の理論, 8章 軍国主義と社会主義——営利企業衰退の理論——

序説は、ヴェブレンの最初期に属す論文「社会主義論において看過された若干の論点」を中心に、ハーバート・スペンサーの社会進化論に対する彼独自の研究の視座や方法、そして課題などを剔り出す。つまり、ここで筆者は、上述の二著で具体化されることになる「ヴェブレン的世界」の「原像」を浮き彫りにするこ

とによって、本論文の導入を図るのである。すなわち、筆者によれば、ヴェブレンの基本的立場は、「自由主義者」と「実験的な」社会改革者との立場を統合したものであり、それは、当時のイギリスの新自由主義者のそれに近似していること。そして、こうした立場を採らせた彼の社会分析の基底には、人間は常に社会的名声をめぐる「競争心」や「嫉妬心」を推進因としつつ活動しながらも、スペンサーの言うようにこうした「人間性」を根源的に変革しなくても、社会変革は可能であるという、彼独特の「人間性」把握と展望とが彼の分析の根底に置かれていること。かくして、彼の研究課題は、第1に、資本主義社会における人間性の具体的形態の究明、第2に、この人間性の現実化である資本主義社会の内生的不安定性にもかかわらず、この社会が自律的發展を遂げる根拠とメカニズムとの解明、第3に、資本主義社会の改革、つまり、私有財産制度の廃絶＝社会主義に相応しい「人間性」の形態の探究にあることが指摘される。したがって、ヴェブレン体系の特徴は、これを一言でいえば、資本主義社会の精神態度と経済機構に関する「制度発展の理論」である、ということになる。

以上のようにヴェブレンの経済社会分析の体系的・内面的理解のための「手掛かり」を明示したあと、これを受けて、前編では精神態度のレヴェルでの「制度発展の理論」が『有閑階級の理論』によりながら解明され、後編では経済機構のレヴェルでの「制度発展の理論」が『営利企業の理論』の内面的研究を通じて剔抉され、合わせて、ヴェブレンの「進化論的経済学の世界」の歴史的意義が開示される。

さて、1章では、ヴェブレンが「制度発展」の「一般理論」をどのように構想したかが取り上げられる。ヴェブレンが「人間性の一般的特徴」として摘出した「ワークマンシップ本能」は、これを機能の面で見れば、無駄を排除し、効率を高め、生産技術を絶えず進歩させるように働くことになるが、同時に筆者は、これが「種の保存」という生物学的次元の規定と関連させた人間性の把握になっていることに着目して、その根源性を強調する。したがって、社会的名声の獲得を目指す「競争心」の発揮もこの規定の枠内のことでしかないし、こうした限界のなかで「名声の基準」＝行為規範も歴史的に確立されてきた、とのヴェブレンの理解が確認される。すなわち、生命維持に専念せざるをえなかった「平和愛好的な原始社会」では「ワークマンシップ本能」が、ついで余剰を産むほどに生産力を高めそれが戦争の対象になりえた「野蛮社会」におい

ては「略奪能力」や「武勇」が、それぞれ、社会の行為規範として形成された。そして、やがてこうしたむきだしの暴力による略奪者と略奪対象との強制関係の固定化・習慣化のなかから「所有権」が制度化され、他方で「定住的産業」が成長した「準平和愛好的な産業社会」=資本主義社会では「所有の高」や「消費と閑暇」が、社会の行為規範として形成されたのである、と。

続く2章では、こうして成立した資本主義社会の行為規範についてのヴェブレンの見解がさらに立ち入って検討される。うへの「所有の高」も「顕示的消費と閑暇」も、実は既に「野蛮社会」において暴力の裏付けによる「特権」としての「所有権」の発生を背景に支配者階級の行為規範として形成されていた。しかし、資本主義社会における歴史的特徴はこれらの行為規範の一般化にある。すなわち、中・下層の産業段階にも「勤労」によって「所有の高」を増加させることで、有閑階級の仲間入りの可能性が生まれてきたのである。もっとも、この階級にあっては、有閑階級の行為規範は屈折し「代行的な」消費や閑暇として現れざるをえないのであるが。こうしてヴェブレンは、資本主義社会においては「ワークマンシップ本能」と「競争心」とは合体され、このことが莫大な富の生産と消費の実現、つまり「大衆消費社会」発展の道を用意した、と捉えるのである。

3章は、かくして一般大衆をも巻き込み大々的に展開される「顕示的消費や閑暇」の孕育問題点についてヴェブレンがどのように論じているかを検討する。資本主義社会は文字どおり大衆消費社会として形成されているのであり、そこでは消費と閑暇をめぐる「競争心」は一層の展開条件を整えて無限に発揮され、他方「ワークマンシップ本能」の存在が技術=生産力の発展を保証し、その限りで浪費の体制が実現されることになる。しかし、この浪費の体制は決して人類を滅亡させるほど行き過ぎることはない、とヴェブレンは確信する。というのは、すでに見たように、「種の存続」の確保と結び付いた「ワークマンシップ本能」が絶えずこれにチェックをかけるように作用するはずだからである。例えば、消費水準を落さぬよう出産を制限するなどの作用が働く。こうしてヴェブレンは、顕示的浪費の体制は人間の精神的な進歩がなくとも、経済体制としては自律的な社会機構たりうることを洞察するのである。

しかしながら、次の4章で筆者は、この自律的な経済体制には、実は精神的態度の観点からみた不安定性

が内在していると捉えるヴェブレンの見地を重視し、これを吟味する。彼によれば、この体制は技術進歩と顕示的消費とを機構の両輪として成り立ち、それゆえ、一方では産業階級の合理的で技術的な精神態度を、他方では上流階級の敬神的で権威主義的な精神態度を生み出すように作用する。顕示的消費や閑暇が一層拡大するにつれて、技術は高度化し、それを支える科学技術的な思考様式が一般に普及するが、しかし、他面では同時に、この進展過程に伴って有閑階級に特有な保守的思考様式が大衆に一層植え付けられるであろう。換言すれば、ヴェブレンは、この社会体制が科学の発展によって、アニミズム、呪術思考、敬神主義等の伝統的な思考様式から人間を解放しながらも、再び精神的に旧体制へ「先祖返り」=「退行」させる文化作用をも併せもつものとして認識する。かくして、筆者は、彼の「社会進化論」には社会の「退行」や「先祖返り」が鑄込まれており、したがって、その人間性把握もまた多層的で複線的なものになっていると評価し、この点に、スペンサーやサムナーとの差異が確認される。

次いで後編に移り、「経済機構」のレベルでみた「制度発展の理論」が本格的に俎上にのせられる。冒頭の5章では、現代の企業者の動機に即して経済体制それ自体を解明しようとするヴェブレンに従って、彼の企業者概念の特徴が検討されている。彼の企業者像は、所有と経営とが一体化されていた古典的なそれとは異なり、既に、直接的生産過程の管理を専門的技術者や管理者に任せ、自らは所有の戦略的管理を事とする現代的な企業者へと転化したものであった。しかも、彼らは、投資と共に所有と支配の集中化を通して産業再編成や企業合同といった独占形成運動の担い手として機能し、同時に他面では、独占価格政策を手段とした競争の主體的担い手としても機能するようになり、さらに、広告等の「無駄の制度化」を通して大衆の消費欲望を肥大化させ、今や独占的蓄積機能を体制的に定着化させる、と言う。つまり、彼の企業者概念にあっては、金銭的動機から独占的の巨大株式会社を形成してゆく役割にその重点がおかれ、技術革新を生み出す役割はあくまで「技術者」におかれている。この点から、筆者は、ヴェブレンの企業者概念の特質は、シュムペーターのそれが一面的で抽象的であるのに対し、二重の機能の統一という具体性にある、と評価する。

こうした展開を受けて、6章はヴェブレンの株式会社論を彼独自の信用論と絡めて考察する。ところで、彼の株式会社論が世紀転換期の犬企業合併運動=独占的の巨大株式会社形成期の具体的な分析であったことは

言うまでもない。それにしても、この分析を通して彼が、第1に、この巨大株式会社形成過程には資本集中に基づく高収益力＝独占的市場支配力＝暖簾の資本化が貫いていること、次いで、株式会社金融は「資本と信用の区別を取り除いた」新しい金融方式である優先株と社債の広範な利用をととした証券市場と信用制度との融合をもってなされていること、第3に、こうして「証券」＝金融資産の形態で実現された人類史上類例をみない莫大な富の蓄積は産業設備の所有権であるばかりか、株式会社の「将来の予想収益力」でもあること——これらを明確に剔り出した点は刮目に値する、と筆者は指摘する。

7章では、株式会社体制下における経済全体の運動の問題を景気循環の過程と絡めて論じるヴェブレンの思考展開に照明が当てられる。ヴェブレンによれば、自由競争下での産業技術の不断の進歩は生産費を低下させ、これがまた販売価格を競争的に低落させる。だが、技術進歩があまりにも急激になると、投下資金が未回収のうちに別の企業がさらに高い生産性をもつ技術を実現し、先発企業は倒産の危機にさらされることになる。こうして、1880年代以後景気循環は形態変化を遂げ、大部分の企業が価格下落に苦しむ「慢性的不況」が発生した、と言う。ヴェブレンは、こうした事態の展開の必然的帰結として国家による「産業外的支出」＝浪費に基づく新しい型の景気変動と巨大株式会社形成による価格管理を絶えず求める独占化の強化とを導出する。

最終章、8章においては、こうして解明された大衆消費社会＝産業社会の経済機構とその発展のもとでの経済社会の方向性に関するヴェブレンの展望が吟味される。それによると、国家の浪費の増加による「慢性的不況」対策の可能性は、「愛国心と金銭的連帯性」から成る大衆感情に支持されて軍事支出の持続的拡大へと向かい、このことがまた、国民精神のレベルで見れば、「略奪能力」＝暴力が「名声の基準」であった野蛮時代の思考習慣へと精神的「退行」をもたらしように作用する。すなわち、軍国主義の復活である。他面では、勿論、「ワークマンシップ本能」がこのような不生産的「浪費」を回避させるように作用する。生産力を高度化させる「現代的産業技術」の機械過程は勤労大衆に懐疑主義を教え込み、さらに私有財産制度を否定する「社会主義」への関心や共感を高めることにもなる。要するに、ヴェブレンは、新しく登場した大衆消費社会は、軍国主義あるいは社会主義に通じる精神態度を生み出し育む、と言うのである。今世紀の歴史

展開を振り返る時、まさしくヴェブレンは、世紀転換期にあつて20世紀の経済社会の基本骨格を見事に描き切った思想と分析の体系を構築したと位置づけられる。

以上述べてきたことから本論文の最大の貢献は以下のように集約できるであろう。筆者は、まずヴェブレンの難解な二大著作における多重化された論理展開を丹念な内在化によって再構成したこと、さらにこれを通じて、彼の経済社会分析が、文化人類学と経済学との両見地を進化論的に統合化した方法的な一貫性を内包し、しかもこの一貫した方法をもって、累積的に進化を遂げて止むことのない「制度」の重層的な構造を解明すべく組み立てられた理論体系であることを闡明したこと、これである。これに対して、従来の研究は多分に、ヴェブレンの片言隻句を捕らえ、それらを現代から読み込んだり、特定の理論的立場から解釈するだけに終わるといった感が強い。この点に不満を覚え、筆者は、アメリカ経済社会の史的展開と学説史の流れを十分に踏まえたうえで、そこからヴェブレンの理論体系の形成と展開、その構造を解明しようとしたのであつて、こうした筆者の学説史家として沈潜する徹底した態度が初めてこの貢献を可能にしたと言ってよい。また、筆者の厳しい内在化への専念が、ヴェブレンの経済社会分析の持つ現代的意義の示唆に説得力を加え、さらに、安易な憶測や状況証拠によるヴェブレンの解釈や位置付けを退けさせている、といった点も高く評価されてよい。

もっとも、残された課題もないわけではない。筆者自身も認めるように、ヴェブレンの後期の著作にはいまだ鍬が入れられていない。しかし、これらの著作は本論文で明らかにされた「分析上の基本的な理論的枠組み」の「応用問題」の解答だと見てよいならば、筆者の継続的な研究によるその解答が期待されるところである。

本論文を中心とした専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴、研究業績等から判断して十分であると考えられる。

以上の理由から、本審査委員会は、本論文が経済学博士を授与するに値するものと考えます。

岡部鐵男氏学位授与報告

報告番号 乙号98号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成5年1月22日

学位論文題名 企業競争と経営戦略

主論文の要旨

本論文は経営学の観点から経営戦略論へミクロ経済学、産業組織論、OR等の応用を試みたものであり、経営戦略論を現実的であると同時に操作性の高い理論に近づけようと努力した。見方を変えれば本論文は経営学の内容を持った新しい企業経済理論を構築することを目指した企業の現実の実務と展開は複雑化・多様化し、拡大してきているので、これを研究・解明するのは容易ではない。ましてや経営戦略のための操作性の高い指針を与えるのは困難であるといわざるを得ない。幸いにして著者は「個と全体の調和」という視点から、組織全体目的の有効性を達成するための意思決定問題に関連させることによってこの問題に対する分析視点を持つことができた。具体的にいえば、垂直統合、水平統合、多角化企業や多国籍企業等の問題に関して、垂直統合を軸にすえて取引費用理論を考慮し、また価格の市場調整機能に注目することによって組織全体の有効な目的を達成する組織戦略を考察する手がかりを得ることができた。本論文の第1章から第3章までは、競争の過程において市場から組織あるいは垂直統合が生成する論拠を取引費用理論とミクロ経済学の観点から説明した。第1章では垂直統合と取引費用との関係について検討した。一般に企業が市場で取引する場合に交渉費用、モニタリング費用、実施する費用が発生する。この取引費用が非常費用に高くなる場合には取引する企業は市場で取引することをやめて、組織を作り経済効率を上げようとする。取引費用の観点からは垂直統合を行わなければ少数主体間交渉が支配的となり、かつ不確実性に直面して、限定された合理性のために、適応的で逐次的決定プロセスが最適性を持つような状況のもとにおいて垂直的統合が行われるのである。他方取引を内部化することによっても機会主義が生じる可能性がある。そこで機会主義的行動を阻止する契約実施メカニズムを考案することができる。第2章では前方統合に対するインセンティブを検討した。下流に産業が可変的な要素結合率で独占的にインセン

ティブを利用できるときに、中間製品の独占企業は垂直的に前方統合をすることができることを明らかにした。独占的供給企業が下流企業に対して契約上の協定にしたがって一単位当りの最終製品に課すローヤリティーについても垂直統合と同じ効果を持つことを明らかにした。上流企業が独占したインプットを購入する機会と交換に下流企業に対して一時払い参入料を課する場合にも同じ効果が得られる。第3章では上流の独占的企業が危険中立的（危険回避的）であって、下流の競争的企業が危険回避的（危険中立的）であれば、前方統合に対する正のインセンティブ（負のインセンティブ）があるということを明らかにした。また生産のいろいろな段階において企業間に危険選好の差があれば垂直統合に向けた、あるいは垂直統合をしないインセンティブがあることが分析された。危険選好が同じ場合でも企業の主観確率の密度が異なれば同様の結果が得られる。垂直統合のインセンティブがあれば企業は内部化する。不確実性が存在するため独占的供給企業にとって統合の方が利益がある場合には企業は統合する。垂直統合は危険を引き受ける企業に危険を再配分することによってモラルハザードのない保険として機能する。確率的需要の最終財を生産する危険回避的な企業と取引する危険中立的な中間製品の独占的供給企業は委託販売を利用することによって垂直統合と類似した結果を得ることができる。第4章から第5章までは価格機構の市場調整機能の観点から多部門からなる内部組織に自律性とインセンティブを与え、かつ全体を調整するシステムを説明した。第4章では分権化された組織の部門の対立を調整し、会社の全体最適を達成させる価格を指針とする決定方法を考察した。限界分析による方法では中間製品に対する外部の需要が全くない場合で最終製品に対する外部の市場は完全競争の場合には限界製造費用と限界流通費用の和が市場価格に等しくなるような水準に産出量が決定され、限界費用による価格決定によって全社の最適を達成できる。中間製品と最終製品の他の市場条件を考慮しても最適達成には限界費用による価格決定ルールが採用できる。ここでは価格機構の調整機能に注目し分権化された組織が価格の観点からいかに自律性とインセンティブを与えられ、かつ調整されるかを明らかにした。第5章では線型計画のための分解原理を用いて、シャドー・プライス（影の価格）による分権管理の問題を考察した。中央の管理者と各部門は情報の交換を通じ価格（シャドー・プライス）の手引によって分権化された組織における最適な生産計画を達成できる。しか

し計算の最終段階において中央の管理者が計画プロセスに介入するので不完全な分権化と考えられる。技術的外部効果が存在するときには価格機構は有効に機能しないことを明らかにした。外部性が存在するとき価格メカニズムを用いた最適化はそのままでは有効ではないので、最適化に代えて満足化基準を採用するとき生ずる資源配分問題について一般化された目標分解モデルを用いて考察を行った。第6章では、取引費用を考慮した多国籍の価格決定問題を価格操作の政府規制の問題に関連づけた。ここでは限界費用とシャドー・プライスによる価格決定方法の妥当性を検証した。第7章では第5章で取り上げた問題を分権的企業のプロジェクトの選択と評価の問題に応用した。分権的企業のプロジェクトの選択にあたって用いられるべき適切な目的関数とプロジェクトの選択および評価の手続きについて考察した。分権的企業の資本予算プログラムにおいては部門の管理者は会社の希少資源が金額で与えられる場合にプロジェクトの選択に関するコントロールを与えられている。本社の資源制約が測定可能な単位で表されるならば本社に対する各部門の報告は各期の資源の正味の使用についてだけでよく、各プロジェクトの使用の詳細について報告する必要はない。分解原理の手続きによって会社の最適な計画案が得られることを明らかにした。第8章では資本構成問題をエージェンシー問題としてとらえる場合の非対称情報下の投資決定ルールを明らかにした。企業の資本構成を考える場合に、伝統的理論では企業は企業の価値が最大化されるまで持分を負債に代えていく、あるいは負債を持分に代えていくと考えられている。順序理論では外部金融が要請される場合には、企業は順序として最も安全な証券を最初に発行し、また企業は内部金融を選好すると考えられている。非対称情報を考慮に入れる場合には順序理論は企業が実際に行っている行動をよく説明できると考えられる。非対称情報下での投資決定ルートは投資家が企業を低く評価する時には負債を発行し、企業を過大に評価する時には危険証券を発行する。これは企業経営者の内部金融に対する選好と、外部金融が求められる場合には持分よりも負債を選好するというものであり、順序理論の合理性を明らかにしている。ここでは経営者、株主、負債権者間に情報の非対称性が存在するとき、企業の資本構成は影響を受けることを明らかにした。市場に取引費用が発生する場合には活動間の関連性に不安定な状態が発生するが、活動間の関連性と技術変化の水準によって特定の組織構造が形成されることを第9章で明らかにし

た。企業の多様化の問題は企業の期待水準の低下の可能性と関連を持つ。市場活動に不安定な状態が発生すれば取引費用が高くなり、企業は契約による市場取引を放棄し企業内にシナジーを取り込む戦略をとる。それ故、環境の不確実性を考慮した技術変化とシナジーと関連する活動のつながりの状態によって効率的な採用すべき組織形態が決定されることを分析した。第10章では垂直統合の選択や多国籍企業のライセンス生産か海外子会社による生産かの選択、多様化戦略を取る場合の内部化の程度の選択、ネットワークの形成について取引費用概念を分析の枠組みの中に取り入れることによってこれらの決定問題について説明した。第11章では市場参入に関連する企業の競争戦略について述べた。リーダー企業と挑戦企業が競争している市場において、リーダー企業はそのベストセラー製品をライバル企業にだいたしにされる前に新製品に代えようとする戦略をとることがある。両企業はそのペイオフに関心を持つので、得られるペイオフは企業が新製品を市場に導入するインセンティブになる。このような新製品導入のタイミング戦略が与えられる時に、リーダー企業は挑戦企業以上かまたは同じ位にイノベーションのために研究開発投資するかどうか、シュタッケルベルグ・ゲームにもとづいて最適投資水準について分析した。市場参入障壁の問題は垂直合併等の問題とともに第2章と関連性を持つが、本論文では競争戦略の側面についてのみ言及した。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	細江守紀
	副査	〃	〃	児玉正憲
	〃	〃	〃	岩本誠一

本論文はミクロ経済学や産業組織論等の最新の成果を駆使して新しい経営戦略論の構築を試みたものである。企業の現実の実務と展開は複雑化・多様化し、拡大してきているので、これを研究・解明するのは容易ではない。ましてや経営戦略のための操作性の高い指針を与えるのは困難であるといわざるを得ない。著者は「個と全体の調和」という視点から、組織全体目的の有効性を達成するための意思決定問題に関連させることによってこの問題に対する分析視点を得ている。その意味で、本論文は経営戦略論を現実的であると同時に操作性の高い理論に近づけようと努力した。新しい企業経済理論の構築を目指したものであることがで

きる。具体的にいえば、垂直統合、水平統合、多角化企業や多国籍企業等の問題に関して、取引費用の存在と価格の市場調整機能に注目することによって、組織全体の有効な目的を達成する組織戦略を考察している。本論文の章構成は次のようになっている。

- 第1章 垂直統合と取引費用
- 第2章 垂直統合と契約
- 第3章 垂直統合と不確実性
- 第4章 垂直統合とトランスファー・プライス
- 第5章 インセンティブ・システムと
トランスファー・プライス
- 第6章 インセンティブ・システムと
多国籍企業のトランスファー・プライス
- 第7章 垂直統合企業の資本予算と分解原理
- 第8章 資本構成と非対称情報
- 第9章 戦略と組織構造
- 第10章 取引費用と組織構造の選択戦略
- 第11章 企業の競争戦略と先発者の利益

本論文の第1章から第3章までは、競争の過程において市場から組織あるいは垂直統合が生成する論拠を取引費用理論とミクロ経済学の観点から解明している。第1章ではウィリアムソンの所論によりながら垂直統合と取引費用との関係について検討している。一般に企業が市場で取引する場合に交渉費用、モニタリング費用、実施する費用が発生するが、この取引費用が非常に高くつくときには取引する企業は市場で取引することをやめて、組織を作り経済効率を上げようとする一方、取引を内部化することによっても機会主義が生じる可能性があるを指摘し、機会主義的行動を阻止する契約実施メカニズムを考案する必要が生じてくるなどの確認をしている。

第2章では前方統合に対するインセンティブを検討している。下流の産業が可変的な要素結合率で独占的にインセンティブを利用できるときに、中間製品の独占企業は垂直的に前方統合をすること、また、独占的供給企業が下流企業に対して契約上の協定にしたがって一単位当りの最終製品に課すローヤリティーについても垂直統合と同じ効果を持つことを明らかにしている。さらに、上流企業が独占したインプットを購入する機会と引き換えに下流企業に対して一時払い参入料を課す場合にも同じ効果が得られることが示されている。

第3章では上流の独占的企業が危険中立的（危険回避的）であって、下流の競争的企業が危険回避的（危険中立的）であれば、前方統合に対する正のインセン

ティブ（負のインセンティブ）があるということが明らかにされている。また生産のいろいろな段階において企業間に危険選好の差があれば垂直統合に向けた、あるいは垂直統合をしないインセンティブがあることが分析されている。そこでは、垂直統合は危険を引き受ける企業に危険を再配分することによってモラルハザードのない保険として機能することが指摘されている。また、最終財を生産する危険回避的な企業と取引する危険中立的な中間製品の独占的供給企業は委託販売を利用することによって垂直統合と類似した結果が得られることを示している。

第4章から第6章までは価格機構の市場調整機能の観点から内部組織に自律性とインセンティブを与え、かつ全体を調整する組織システムの分析、とくに、分権化された組織の部門の対立を調整し、企業全体の最適性を達成させる価格を指針とする決定方法を考察している。第4章で限界分析による方法では中間製品に対する外部の需要が全くない場合で最終製品に対する外部の市場は完全競争の場合には限界生産費用と限界流通費用の和が市場価格に等しくなるような水準に産出量が決定され、限界費用による価格決定によって企業全体の最適を達成できることが示され、さらに、中間製品と最終製品の他の市場条件を考慮しても最適達成には限界費用による価格決定ルールが採用できることを指摘している。第5章では、外部性が存在するとき価格メカニズムを用いた最適化はそのままでは有効ではないので、線型計画のための分解原理を用いて、シャドー・プライス（影の価格）による分権管理の問題を考察している。中央の管理者と各部門は情報の交換を通じ価格（シャドー・プライス）の手引によって分権化された組織における最適な生産計画を達成できる。しかし計算の最終段階において中央の管理者が計画プロセスに介入するので不完全な分権化と考えられる。第6章では、多国籍企業の価格決定問題を価格操作に対する政府規制の問題に関連づけ、限界費用とシャドー・プライスによる価格決定方法の妥当性を検証している。

第7章では第5章で取り上げた問題を分権的企業のプロジェクトの選択と評価の問題に応用している。分権的企業のプロジェクトの選択にあたって用いられるべき適切な目的関数とプロジェクトの選択および評価の手続きについて考察している。分権的企業の資本予算プログラムにおいては部門の管理者は会社の希少資源が金額で与えられる場合にプロジェクトの選択に関するコントロールを与えられている。本社の資源制約

が測定可能な単位で表わされるならば本社に対する各部門の報告は各期の資源の正味の使用についてだけでなく、各プロジェクトの使用の詳細について報告する必要はない。このような状況のもとでは分解原理を適用することによって会社の最適な計画案が得られることが明らかにされている。

第8章では投資決定と資本構成問題を非対称情報のもとで考察し、企業が内部金融をまず選好し、ついで、外部金融への依存が必要なときには、投資家が企業を低く評価する状況では負債を利用し、逆に、企業を過大評価する状況では危険証券を発行するという行動特性を解明している。

第9章と第10章では、市場に取引費用が発生する場合、取引活動間の関連性と技術変化の水準によって特定の組織構造が形成されることを明らかにしている。企業の多様化の問題は企業の期待水準の低下の可能性と関連を持つ。市場活動に不安定な状態が発生すれば取引費用が高くなり、企業は契約による市場取引を放棄し企業内にシナジーを取り込む戦略をとる。それ故、環境の不確実性を考慮した技術変化とシナジーと関連する活動のつながりの状態によって効率的な採用すべき組織形態が決定されることを分析している。また、垂直統合の選択や多国籍企業のライセンス生産か海外子会社による生産かの選択、多様化戦略を取る場合の内部化の程度の選択の問題について取引費用概念を分析の枠組みの中に取り入れることによって検討している。とくに、キムとヒルの論文によりながら技術変化が生じるとき、関連性のある多様化から関連性のない多様化へ戦略がシフトすることを明らかにしている。

第11章では市場参入に関連する企業の競争戦略について考察している。リーダー企業と挑戦企業が競争している市場において、リーダー企業はそのベストセラー製品をライバル企業にだいたにされる前に新製品に代えようとする戦略をとることがある。このような新製品導入のタイミング戦略が与えられる時に、リーダー企業は挑戦企業以上かまたは同じ位にイノベーションのために研究開発投資するかどうかという問題をシュタッケルベルグ・ゲームにもとづいて分析し、その可能性が高いことを明かにしている。

以上ごとく本論文は、経営戦略に関する研究を取引費用理論をベースにして多角的な視点から展開している。とくに、垂直統合問題から多国籍企業の意志決定問題、技術獲得—移転戦略など多彩な研究がなされており、大変意欲的な研究ということが出来る。経営戦略論の企業経済論的接近法はまだ発展途上の段階にあ

るが、膨大な文献を検討することによって包括的な視点から経営戦略論の重要な論点を析出しており、経営戦略間の関連を考察するうえで意義深い研究となっている。ただ、問題領域の広大さのゆえにか問題提起のままにおわっている論点が散見されることは惜しまれる。しかし、このような取引費用理論を基礎として体系的に経営戦略を論じた類書は我国では極めて少なく、その点でも斯学の発展に大いに寄与するものと評価できる。

本論文を中心とする専攻分野に関する専門的知識についても、本人の研究歴および研究業績等から判断して、十分であると考えられる。

以上のことから本論文は、博士（経済学）の学位を授与するに値するものと認める。

国狭武己氏学位授与報告

報告番号 乙第99号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成5年3月8日

学位論文題名 生産管理の基礎理論

主論文の要旨

本論文は、「現代の生産管理とは何か」を追求し、従来比較的等閑視されていた生産管理の理論的な基礎研究を試みたものである。今日のような国際化・情報化の時代さらには地球や環境・生態系保護、人間性尊重が叫ばれている時代において企業が展開すべき生産管理の思想的基盤が、いま新たに問われている。本論文はシステム論、組織論、管理論などの基礎理論を踏まえ、かつ現代社会の動向に対応して生態系・環境、人間性、および情報、グローバル物流などを重視した生産管理論を展開しており、現代生産管理の思想的基盤となりうるであろう。以下、本論文の構成にしたがって論文要旨を述べる。

第I部「基礎概念」：理論の展開に必要な基礎概念を追求する。

第1章「組織とは」：まずシステムを定義し、そしてシステムとしての組織を定義する。生産管理は組織によってなされるという意味で、それは生産管理の基礎概念である。また組織本質論に触れ、以上を基礎として経営システム、企業、経営組織を定義する。

第2章「生態学的人間化」の概念：人間を含む生きものは生態系の中でのみ生きることができる。した

がって生態系を無視した人間生活や人間化はありえない。生態系の維持を前提とした人間化こそが“生態学的人間化”であり、生産管理の基本理念である。

第3章「管理概念」：まずこれまでの管理概念を概観し、それらが相互補完的であることを理解する。その上で管理の統一概念について考察する。さらに生物学的ファクターである内旋・進化を導入した“新しい管理概念”を提示する。

第4章「生産職能と生産システムの概念」：この2つは生産管理の対象である。「生産職能」には①製品決定、②資材業務、③製造、④製品物流の4つがあり、これらを遂行するものが「生涯システム」であり、相互に関連づけられた生産要素の集合である。

第II部「生産管理の職能と組織および管理者」：一般論と特論、という論理展開で、生産管理の職能と組織と管理者の理論的把握を試みる。

第5章「意思決定としての管理職能」：管理職能を組織的意思決定として捉える。それは組織の統一性を確保し、組織の有効性や能率を向上し、組織を維持・発展させる活動である。このような管理職能を組織階層別に展開する。

第6章「生産管理職能」：生産管理職能を、生産管理の目的を達成するための管理職能として捉える。そこで生産管理の目的をまず論じ、次いで各種の基準ないしは視点から各種の生産管理職能を展開する。

第7章「管理組織」：近代組織論に基づき、組織と管理および管理組織と作業組織の関係について論じる。特にピラミッド型管理組織における管理組織と作業組織との間にある有機的関係を「組織の有機化」「管理の非公式化」によって説明する。

第8章「生産管理組織」：生産管理組織を“生きもの”として論じる。生物学的ファクターを導入し、それと生産管理組織との関連性を展開する。また特に生産管理組織と生産システムとの関係における情報システムの重要性を強調する。

第9章「管理者としての生産管理者」：生産管理の主体である「生産管理者」というものを、人間、地位、意思決定者・リーダー、そして管理者の条件という多角的面から考察し、それを浮き彫りにする。

第III部「生産管理の組織構造と技術」：生産管理のための、組織構造の基本的問題、および生産システムの設計・運営の技術的基礎論を論じる。

第10章「生産管理組織構造論の基礎として」：生産管理組織構造論の基礎として、経営組織構造と情報システムについて論じる。また特に経営組織構造の特殊な

ものとしてマトリックス組織と権限多次元組織の2つをとりあげ比較検討する。

第11章「生産管理組織の構造」：第10章を踏まえて生産管理組織構造論を展開する。生産管理組織の構造は生産システムの形態に左右され、なすべき生産管理の仕事に規制されることを強調する。

第12章「生産管理技術の基礎」：生産管理技術の基礎を、生産システムの設計と運営の技術の2つに分けて論じる。生産システムの設計は生産要素別の視点から、生産システムの運営は機能別ないしは業務別の視点から考察する。

[本論文は国際生産管理について殆ど触れていない。これは今後の研究課題である。]

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	原田 實
	副査	〃	〃	児玉正憲
	〃	〃	〃	岩本誠一

本論文は、現代に対応した生産管理の基礎理論を提供しようとしている。これまで生産管理の研究は、特定の領域の技術・技法の精練を目指すか、生産管理体制の歴史的発展に関わるものが多かった。本論文は現代経営学的主流をなす組織理論を前提としつつ生物学・生態学的方法を取り入れ、生態系・環境、人間性、情報、およびグローバル物流などを重視した特色ある生産管理論を展開したものであり、現代生産管理の思想的基盤を構築しようとしている。

本論文の章別構成は次の通りである：

第I部 基礎概念

- 第1章 組織とは
- 第2章 “生態学的人間化”の概念
- 第3章 管理概念
- 第4章 生産職能と生産システムの概念

第II部 生産管理の職能と組織および管理者

- 第5章 意思決定としての管理職能
- 第6章 生産管理職能
- 第7章 管理組織
- 第8章 生産管理組織
- 第9章 管理者としての生産管理者

第III部 生産管理の組織構造と技術

- 第10章 生産管理組織構造論の基礎として
- 第11章 生産管理組織の構造

第12章 生産管理技術の基礎

第Ⅰ部は「基礎概念」と題し、第1章から第4章までの四つの章からなっている。

第1章では、“ある性質に関して相互関連をもつ要素の集合”というシステムの一般的定義を提起し、それをもとにシステムとしての組織を定義する。この組織概念は本論文を一貫して流れる基礎概念となっている。さらに組織の本質論に触れ、情報と認識構造から組織が形成されることを説明する。これらを前提として経営システム、企業、および経営組織を定義する。

第2章では、生産管理の基本理念として“生態学的人間化”を主張する。人間を含む生き物は“ゆらぎ(fluctuation)”を持った非線形非平衡開放系であってそれらは生態系のなかでしか生きられない。したがって生態系を無視した人間生活や人間化はあり得ない。すなわち経営組織における人間化は、組織外の人間化と組織内の人間化とのダイナミックな均衡によってのみ達成されると説く。

第3章は管理概念の考察に充てられている。まずこれまでの各種の管理概念を概観し、それらが相互補完的であることを明らかにした上で生物学的ファクターを導入して新しい管理概念を提唱する。すなわち経営組織を「ゆらぎ」を持った生き物と解すれば、環境変化に応じて、或るゆらぎを確保・維持＝内旋(involution)したり、そのゆらぎを越えて新たなゆらぎを形成(進化)したりすることこそ今日の新しい“管理”概念であるという。

第4章では、今日の顕著な傾向として生産管理の対象領域が拡大したこと、および産業ロボットからCAD、CAM、CIMなどに至る生産の機械化・自動化の著しい進展を踏まえて、生産機能を①製品決定、②資材調達、③製造、④製品物流の基本機能でとらえる。また生産システムとは生産機能を遂行するため関連付けられた生産要素、人・物・金・情報の集合であり、生産管理システムはこの生産システム自体のなかに含まれる下位の自律的管理システムと、生産システムを設計、運営、改廃する上位の管理システムとの二段階でとらえられている。ここを貫くのはトータル物流という視点である。

第Ⅱ部は「生産管理機能と組織および管理者」と題し、第5章から第9章まで五つの章からなる。

第5章では、まず管理機能を組織的意思決定としてとらえ、組織的統一性を確保し、組織の有効性と能率

を向上させ、組織を維持・発展させる機能を解明する。さらにこのような管理機能を、①戦略的決定、②管理的決定、③業務的決定、④最下層の意思決定と階層的に検討し、組織的統一性と従業員の決定参加との矛盾にも言及している。

第6章では、生産管理の目的として従来からの、①品種・品質、②数量・納期、③価格・原価という3条件で需要を満たすだけでなく、今日ではこれらに加えて、④公害ないし外部不経済の抑制(外的人間化)、⑤環境に適応することによって内的人間化＝従業員の所得、地位、自己実現の機会などの満足化をはからなければならないと主張する。したがって生産管理機能は管理基準や管理階層からみて錯綜しており、その体系は多次元的、動態的、適応的にならざるをえないという。

第7章は主としてC. I. バーナードの近代組織理論に依拠しつつ、個人、小集団、組織、管理などの基礎範疇に立ち返って管理組織の概念の明確化を試みている。その結果製造技術や生産方式と組織構造の関係、管理組織と作業組織との乖離、公式組織と非公式組織の関係などの問題領域における「組織の有機化」、「管理の非公式化」を強調しているのは興味深い。

第8章では、本論文の基本的主張である組織を“生き物”としてとらえる見地から生産管理組織もそういう“生き物”であることを説く。すなわち生産企業は環境から経営資源を自主的に入力し、処理し、サービスや製品に変換する非線形開放系であり、その流れを維持・改革する非平衡系である。生産管理組織はこのような生産企業の経営組織のうちに生きている開放系としての下位組織である。その生産システムとの関係において生産管理組織は物流システムと物的・技術的情報システムの設定・運営のみならず、非公式組織と人的・社会的システムとの均衡をはかることが生存の条件であると主張する。

第9章はいわゆる生産管理者の焦点を絞ってその役割期待を考察している。生産管理機能は観念的には最高経営者から最下層の作業者に至るまで分担されていると見るができるが、ここにいる生産管理者はもっぱらその専門性によって規定されている。しかしその階層上の地位によってミドルではスタッフ機能が、ローワーでは指揮命令機能が重視される。

第Ⅲ部は「生産管理の組織構造と技術」と題し、第10章から第12章までの三つの章からなっている。

第10章では、従来の経営組織論の主題であった管理

範囲(span of control), ラインとスタッフ, 分権と集権などに言及したのち, プロジェクト組織と機能組織のミックス型ないし中間型たるマトリックス組織の長所と短所を比較し, さらに一部の論者が主張している権限多次元組織の特性を検討する。そしてマトリックス組織は真の機能組織たる権限多次元組織へ収斂するであろうという。またここでは人間の神経系や環境と生物とのアナロジーを用いて情報システムと決定システムの重要性について論じている。

第11章では, 本論文の基本視点の具体化である「トータル物流システム」という視点から生産システムと生産管理組織構造を把握する。生産企業は資材調達のための“調達物流”, 製造のための工場内“製造物流”, 製品を顧客に渡す“製品物流”という三つの物流に関与するが, それらは今や地球の規模の生産と消費の循環のなかで捉えなおされねばならぬと説く。それは段階的に, グローバル物流システム, 社会物流システム, 企業グループ物流システム, 企業物流システムとなるが, 生産システムがどのレベルのシステムの一環となるかによってその構造が変わり, したがって生産管理組織構造もそれに規定されるであろうという。

第12章に到って以上の基礎理論の展開の上に, 通常の生産管理技術への接近が始まる。すなわち生産システムの設計においては, ①情報, ②人間・労働力, ③設備, ④資材, ⑤資本・資金という生産要素について, 生産システムの運営においては, ①製品決定, ②資材調達, ③製造, ④製品物流という生産機能についてそれぞれ解説を加え, 各技術に位置付けを与えている。

以上のような内容を見ると, 本論文は, 従来比較的等閑視されてきた生産管理の基礎的理論面に光をあてたものとして注目すべき労作であると思われる。生産管理が狭義の Production Control から広義の Operations Management へと発展したのにつれ管理の対象領域は一方で企業を超えて拡大し, 例えば本論文の主張するようにグローバル物流という視野を必要とし, 他方では生産活動に付随する公害, 環境破壊というような問題にも配慮しなくてはならなくなった。さらに機械化・自動化の進展が生産過程における人間問題を一層先鋭化せしめている今日, 本論文が提起している生物・生態学的視座は極めて適切な批判であり主張である。

第二次世界大戦後の日本経済の急速な発展に QC サークル活動やトヨタ生産方式に代表される日本の生産方式が貢献したことは確かであるが, いまや日本のメ

ーカの生産管理が品質と納期と低コストのみを基準とし続けるならば, 国際的にも国内的にも却って非難を浴びることになる。このような状況のなかで本論文のように経済性や生産性だけではなく, 生態系や環境, 組織や人間性, グローバル・ファクター, 情報などの重要性を説く生産管理論の展開はまさに時宜を得た学問的洞察に基づくものであり, 現代生産管理の基礎理論を研究したものとして高く評価される。なお専門分野を中心とした学力については本人の経歴および業績からみて十分と考えられる。

したがって, 本論文は博士(経済学)の学位を授与するに値するものと考ええる。

瀬戸廣明氏学位授与報告

報告番号 乙第100号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成5年3月8日

学位論文題名 販売会社流通の基礎—統計的研究—

主論文の要旨

商業経済学者は「メーカーが国内市場において自社製品をそこを通じて販売する目的で営業部を分離独立させる等して出資設立した商事会社」と定義される販売会社資本はその本質において産業資本である点を強調する(例えば, 1章における森下二次也)。これに対して申請者は分離することに意味をもとめる。

量産の進展とともに生産期間は短縮することは理論的にいえる。他方, 流通期間は, 理論的にはないが, 延長してきている。(ともに4章)。この20世紀資本主義のなかで, 寡占資本による流通過程の垂直的統合が行われる。が, この統合は商業資本の産業資本に対する商品買取機能の寡占資本による享受をも失わせる。商業資本の排除を含むこの矛盾の解決(2章)が販売会社であり, 販売金融会社である。形態の違いは経済における決済制度の違いからくる(3章, 特に32~33ページ)。

販売会社を有するメーカーが寡占資本であることは公正取引委員会の資料と申請者のデータをつきあわせた5章表Ⅲ-2の示すところである。総販売会社を有するメーカーは地区販売会社を有する。総販売会社は商業資本の商品買取機能を, 地区販売会社は価値実現機能を擬制する。商業学は販社の価値実現機能の側面にのみ(すなわち地区販社にのみ)関心を抱いた。こ

れに対して、申請者は総販社の商品買取機能に着目することにより、寡占資本による流通過程支配から生じる矛盾の解決、販金社との本質的同一性、異物として投入された販社制度の経済との相互作用を見いだすことができた。

7章と8章は販売金融会社と総販売会社の存在が親メーカーの流動資本（具体的には売掛債権）回転期間を短縮している状況を示す。例えば、7章表II-7はGeneral MotorsはGeneral Motors Acceptance Corporationの存在によって1979年現在で5.2カ月速く、8章表II-18とII-19は日本のメーカーは総販売会社の存在によって1970年現在で2.20(=4.90-2.70)カ月速く資本をそれぞれ回収していることを示す。

1970、75、80そして85のそのときどきの資本金1億円以上の全メーカーを調査対象として、母集団全体に対する郵送調査、標本面接調査とも、同一標本に対する時系列調査と拡大する母集団に対応する追加標本に対する調査と、細かく知りながら、経済のできるだけ大きな部分に研究を及ぼしている。

寡占資本について、総販売会社を有するメーカーは地区販売会社を有するのであるが、地区販売会社を有するメーカーは必ずしも総販売会社を有しない。たとえば、松下電器産業㈱がそうである。また、フクダ電子㈱もそうである。しかしながら、松下は販売金融会社を有することによって自己の流通資本の回転を速めているのである。フクダの場合には資本金1-10億円のメーカーの地区販売会社は支店、営業所の分離独立したものでその目的は独立採算性をとることによる従業員の自覚にあるのであり、メーカーと地区販売会社の間に総販売会社を介在させる性質のものではないことが指摘される。

流通過程を支配する寡占資本もその仕切価格体系を任意に作り上げることはできない。12章と14章は総合食品卸商というメーカーに対して必ずしも劣位にあるとはいきれない商業資本の存在する加工食品中心のチャンネルとの比較においてこのことを実証しようとする。

日本経済の高度成長が販売会社を生み出したのであるが(15章II戦後における販売会社の発展)、販売会社はまた経済成長を促進したのである。15章IIIの2「経済に及ぼす販売会社の影響」が示すように、産業連関分析をすれば、総販売会社が存在しなかったら、1970年において経済成長は10.4%から8.3%へと20%だけ減少したであろう。同じ計算により、1975年には経済成長は21%だけ減少したであろう。

1978年秋の第一次石油危機を境に、メーカーは生産期間の短縮に全力を注ぐようになった。品種の多様化の下での小ロット同時化生産への努力は流通における小ロット引渡しと生産との同時化の方向へ1980年以来すすんできている。これにともなって、メーカーに於ける流動資本の回転もメーカーから小売店に至る回転を速めることによって速める方向に変化してきている。生産と流通の同時化が実現するにしたがって、これもまたメーカーにとってはみずからの流動資本の回転を速める道になることは注目に値する(このパラグラフは13章Vと15章VIの4.2に基づく)。ここに示唆されている道は1991年4月に家電1位メーカーが小売店に至る流動資本の回転を速めるためみずからと地区販売会社との間の取引の決済を地区販売会社が小売店に売上げた時点でメーカーの地区販売会社に対する売上が立つように変えたことでその論理力を実証された。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授	川端久夫
	副査	〃	〃 原田 實
	〃	〃	〃 丑山 優

本論文は、販売会社による商品流通の基礎に関する商業経済論・経営財務論の見地からの理論的・実証的研究であって、1970、75、85各年について資本金1億円以上のメーカーが有する販売会社の殆ど全てを対象とした膨大なデータの解析にもとづく大作である。

序章にいう本論文の基礎的な問題意識は、販売会社が「親メーカーに対して、商業資本の産業資本に対するのとおなじ役割を果たしている」ことを実証することである。従来、商業経済論の領域における支配的な見解は「販売会社の実質はメーカーの営業部であり、販売会社資本はその本質において産業資本である」というものであった。本論文は、この通説に対する根本的な判断を実証的に展開したものであるが、その糸口は、「総販売会社の約半数が自社手形を振り出すか、親メーカー振り出しの為替手形を引き受け、これを親メーカーが必要に応じて銀行割引に付している」という統計的事実の確認である。

第I章「販売会社研究の視角」では、販売会社が、他人資本を利用してであれ親メーカーの生産物を買収することは貨幣資本の投下に他ならず、販売会社が商業資本として自立的に機能し、社会総資本の利潤率の上昇に貢献していることを意味する、という立場から、

関連するいくつかの論点が取り上げられている。

第2章「マーケティング・チャネルにおける販売会社」では、販売会社を寡占資本が商業資本を排除することによって生じた矛盾の解決形態——産業資本に対する商業資本の機能の、個別の寡占資本による擬制——と規定する。第3章「信用論と販売会社、販売金融会社」では、この擬制と信用との関係、販売会社と販売金融会社への機能分化が論じられる。販売金融会社は、現代資本主義における流通期間の延長傾向と、現金決済が支配的であったアメリカ的特殊条件の下で、本来ならば商品買取資本として自立すべき商品資本の一部が分離したことに起源を有するという。

第4章では上記の擬制を余儀なくさせる条件としての「流通期間の延長傾向」の実態と、生産期間の短縮の論理との関連が扱われている。第5章では「寡占資本と販売会社」の関係が統計的に観察され、マーケティング論における寡占の定義——市場価格に有意の影響を与える——が販売会社をもつメーカーにも妥当することがたしかめられる。

第6章で本論文の素材となった「販売会社に関する調査の方法と基礎統計」が解説されたのち、第7章以降はデータ解析にもとづく実証に移る。——販売会社の存在が親メーカーの流動資本の回転をどれだけはやめているか（資本投下の負担をどれだけ軽減しているか）が、英米の販売金融会社について（第7章）日本の「メーカーとその総販売会社」について（第8章）統計的に実証される。つづいて第9章の主題は、販売会社に商業資本の本性が芽生え、親メーカーの期待どおりの商品買取機能を果たさなくなる論理とその実証であり、併せて、親メーカーとの取引決済を手持受取手形の裏書きによって行う、という「目立たない役割」とその目的が解明される。

第10章は、メーカーが総販売会社を介在させず直接に地区販売会社を有しているケースの理論的解明とその統計的裏付けに充てられる。地区販売会社は主として価値実現機能を、総販売会社は商品買取機能を担うが、総販売会社を欠くケースの多くは、販売金融会社の資本投下によってその機能が代位されていることが明らかにされる。第11章「総販売会社を有するメーカーの生産期間と工数」では、所要投下流動資本量の規定要因という観点から、流通期間の延長を補償する生産期間の短縮傾向とその諸要因——主として小ロット化と生産の同時化による工程間仕掛在庫の縮減——が分析される。

第12～14章は仕切価格体系＝生産・流通粗マージン

率体系の統計的分析である。それは(1)社会的配給費の推定(2)寡占資本による流通過程支配の実証、という二重の意義をもっている。寡占資本の価格への影響力が粗マージン率の構成や変動にどのように投影しているか、という観点から、仕切価格体系を支える取引決済システムや運送・保管・分類取揃えなどの使用価値側面に立ち入った要素分析（第13章）と「卸機構の流通粗マージン率縮減効果」（第14章）の検証が行われている。

仕切価格体系を維持する主要要素は①各種各様のリベートと②物流関連（多品種化、迅速な配給、商品情報の提供など）であるが、1975年以降、地区販売会社チャネルでは「物が生産・配給過程を通じて常に流れている」方式がとられるようになり、豊富な品揃えと在庫縮減との両面達成による資本回転の迅速化が顕著に進行しつつあることが確認される。

最終第15章では(1)日本における総販売会社が独立の商業資本と同じ商品買取機能をもつものとして社会的に認知されるに至る過程——販売会社の発展史——が叙述され、(2)その機能発揮が日本の経済の成長（←社会総資本の利潤率の上昇）に貢献したことが産業連関分析を用いて実証され、(3)低成長期に入ってから総販売会社の役割の変化が、国際比較の視点を加えて追跡されている。1980年代に入って、総販売会社による商品買取機能の遂行が非寡占メーカーにまで普及しはじめる一方、寡占メーカーの総販売会社は商品買取機能を販売金融会社に譲る傾向にあり、英・米・加の状況に接近しつつあることが確認され、おのづから販売会社研究の将来の方向を示唆するものとなっている。

以上、本論文は野心的な構想による重厚かつ緻密な分析を、長期にわたる粘り強い努力によって達成した労作であり、日本の商品流通過程にかんする多数の事実発見というにとどまらず、広く経済理論に対する重要な寄与を含んでいる。とりわけ、販売会社の性格規定についての通説に根本的な批判を提起し、詳細に実証したことは、学界に対する大きな貢献である。なお、専門分野を中心とした学力については本人の経歴および業績からみて十分と考えられる。よって本論文は博士（経済学）の学位に相当するものと認められる。

三浦 功氏学位授与報告

報告番号 甲第14号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成4年9月29日

学位論文題名 インセンティブ契約の公共政策研究
—エージェンシー理論による分析—

主論文の要旨

本論文では、不完備情報下の政府と企業の公共財取引に関する契約を、エージェンシー理論の枠組みで分析している。この分析の主要目的は、これまであまり言及されてこなかったプリンシパルである政府とエージェントである企業の私的情報の社会厚生の意味づけの問題について検討することにある。

第1章では、本研究の理論的基礎を与えるエージェンシー理論を概観する。まず、最も典型的なタイプのプリンシパル・エージェント問題をシングル・エージェント・モデルにより定式化し、それを Rogerson の First-Order Approach を用いて解く。次に、エージェントの真の私的情報がおりこまれている契約（インセンティブ契約）の一般的性質を明らかにする。

第2章では、本研究の基本モデルとなる Freixas, Guesnerie, Tirole の1期間契約モデル（以後 F-G-T 契約モデルと呼ぶ）を紹介する。F-G-T 契約モデルは、通常のエージェンシー・モデルとは異なり、プリンシパルである政府がエージェントである企業にたいし、公共財生産に関わる意志決定を委ねるという点において顕著な特徴を有している。ここでは、まず、この F-G-T 契約モデルにたいして不完備情報下及び不完備情報下の最適契約をそれぞれ導出し、それらの契約の性質を調べる。次に、政府が公共財の生産量を決める中央集権型モデルを構築し、社会厚生の観点から F-G-T 契約モデルと比較する。

第3章では、F-G-T 契約モデルを修正して報酬計画そのものをも企業側が選択出来る自己選抜1期間契約モデルを構築する。まず、代替的報酬計画の特性を調べるため、報酬計画が公共財生産量に関して線形及び非線形となる場合をそれぞれ検討する。次に政府が作成した生産計画および報酬計画を企業に選択させる中央集権型自己選抜モデルを構築し、社会厚生の観点から線形報酬計画の場合及び非線形報酬計画の場合の自己選抜1期間契約モデルと比較する。結果として、

Melumad, Reichelstein の分析と同じように中央集権型自己選抜モデルと非線形報酬計画の場合の自己選抜1期間契約モデルは、社会厚生の観点から同等の意味をもつことが示される。さらに、自己選抜1期間契約モデルでは企業の生産技術が2種類に限定されているが、それを Cooper の手法を用いることにより n 種類に拡張する。このとき、政府が企業のタイプを予想するときに使われる分布関数が monotonic hazard rate property を満たし、企業の費用関数にある制約条件を課したときには、この場合の最適契約が分離メニューになることが明らかにされる。

第4章では、プリンシパルである政府の私的情報が社会厚生の観点からどのように評価されるかを調べるために、政府の私的情報を契約に含める場合と含めない場合にわけてモデルを構築する。両モデルとも、政府による企業の投資活動の観察可能性の有無及び観察可能な場合に関しては、投資量を政府が決めるときと企業が決めるときとにわけて分析が展開される。さらにこれらの分析より得られた諸結果を、投資量、企業の期待利潤及び社会厚生の観点から比較する。結果として、政府が企業の投資活動を観察でき政府自身によって投資量が決められる場合と、企業の投資が観察不可能である場合には、プリンシパルの私的情報が社会厚生にプラスの効果をもつ可能性のあることが示される。次に、政府が自己の私的情報を公開するか否かを戦略とし、企業が政府にたいして自己の投資活動を観察可能にさせるか否かを戦略とする非協力ゲームを構成する。このとき、このゲームにたいして支配戦略均衡が一意に存在することが示され、しかも均衡上ではファースト・ベスト解が達成されないことが明らかにされる。

第5章では、Dasgupta, Spulber と同様の3種類の入札を構築する。これらの入札は、入札で取引される財がこれまでほとんど分析されてこなかった非分割財であるという点に特徴をもっており、以下のように表される。

- (入札1) 財のある一定量を単一の企業に受注させる。
- (入札2) 単一の企業に受注させ、財の数量はその企業の生産性に依拠して決める。
- (入札3) 複数の企業に受注させ、財の数量はそれらの企業の生産性に依拠して決める。

しかしながら Dasgupta, Spulber では、入札の対象として公共財が用いられているにもかかわらず、政府の目的関数として政府自身の利潤関数が使われているが、ここでは政府の目的関数として社会厚生関数を利用す

る。それぞれの入札ごとに、生産性の低い企業を入札から除外するための条件を含むルールを、社会厚生観点からみて、最適となるように設定し、各ルール間の比較厚生分析を行う。結果として、入札3は入札2を、入札2は入札1をそれぞれ社会厚生観点から強く支配するというDasgupta, Spulberよりも明解な結論を得ることができた。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授	細江守紀
	副査	〃	〃 児玉正憲
	〃	〃	〃 大住圭介

本論文は、不完備情報下の政府と企業間の公共財取引に関する契約を、エージェンシー理論の枠組みで分析したもので、とくに、政府と企業がそれぞれもつ私的情報が、その契約を通して、社会厚生にどのような影響を与えるかという点を検討している。

エージェンシー理論は、1970年代以降米国を中心として経済学はもとより経営学や組織論等の各分野において活発な発展を遂げつつある。この理論は経済主体間の情報の偏在や不均一性といった情報の非対称性に注目しており、この点で従来の経済学の枠を超えるものである。本論文はこのエージェンシー理論を政府調達問題に適用し、さまざまな角度からその取引メカニズムを分析している。章別構成は次のとおりである。

目次

序章

第1章 エージェンシー理論の基礎

第2章 政府と企業の1期間契約モデルの基本分析

第3章 自己選抜1期間契約モデルの分析

第4章 政府と企業の2期間契約モデルの基本分析

第5章 入札モデル分析

終章

第1章では本論文の理論的基礎を与えるエージェンシー理論が概観される。まず、エージェンシー取引においては情報の非対称性と環境の不確実性から生じるモラル・ハザード問題、逆選抜問題、リスク・シェアリング問題を克服する必要があることが指摘され、一般的な、シングル・エージェント・モデルが定式化される。さらに、離散型成果モデルを導入することによって、対称情報下の最適契約と非対称情報下のそれとの比較が容易になることが示され、また、RogersonのFirst-Order Approachによって最適インセンティブ

契約の性質が明らかになる。

第2章では政府と企業の1期間契約モデルの分析が行われる。第1節で本論文の基礎モデルとしてFrex-as=Guesnerie=Tirole (1985年)の1期間契約モデル(以後、F-G-T契約モデルと呼ぶ)が紹介される。このモデルは政府が企業の生産技術に関して完備な情報をもっていないとき、その企業に公共財の生産を委託し、生産量に応じて報酬を与えようとするものである。第2節、第3節において、このF-G-Tモデルの最適契約が完備情報下の最適契約と比較され、前者において、社会厚生上の欠損が生じることが示される。第4節では、1期間契約の場合について、F-G-Tモデル流の分権モデルと中央集権型モデルとが比較される。その結果、完備情報の場合は、両者は社会厚生観点で同等になるが、不完備情報の場合は前者が後者より社会厚生上望ましいことが示される。

第3章では、F-G-T契約モデルに対して報酬計画そのものの選択を企業側に許す自己選抜1期間契約モデルが検討される。第1節では企業の生産技術に格差があることは知られているが、どの企業がどのような生産技術をもっているかが政府に知られていない状況において、政府が提示する報酬計画の最適メニューを考察している。とくに、この節では二つのタイプの生産技術のみが存在する場合に限定している。その結果、生産性の低い(高い)企業に選択させるボーナスは公共財の評価価格よりも小さい(等しい)ことが示されている。第2節では生産技術が n 種類存在する場合に議論を拡張している。このとき、政府が企業のタイプを予想するときに使われる分布関数について危険率に関する単調性が満たされ、かつ、企業の費用関数にある制約を課せられるならば、最適報酬計画は第1節と同様の性質をもつことが示される。その結果、生産性の高い企業ほど社会厚生が増大することが導かれる。第3節では前節までの自己選抜1期間契約モデルを拡張して、公共財の生産量と報酬の組からなる契約メニューにおける最適契約の性質を考察している。線形報酬計画に限定した場合はこの集権型自己選抜モデルの最適契約のほうが分権的自己選抜モデルより期待社会厚生が高いことが示され、また、非線形報酬計画に拡張した場合は、両者は期待社会厚生観点で同等であることが示される。第4節では1期間契約の拡張としての多期間継続契約を分析する際の問題点を考察している。とくに、契約のコミットメントが可能かどうかによって分析の内容が全く異なることが指摘され、また、一般に自己選抜契約が不可能であることが示される。

第4章では前章までの1期間契約モデルを(1)企業が、R&Dのための投資を通じて既存の生産技術を向上させる可能性をもち、(2)政府が、契約期間中に公共財の評価価格について私的情報をもつ2期間契約モデルに拡張し、最適契約の性質を検討している。第1節では、まず、政府が私的情報を公開しない場合のモデルの枠組みが明らかにされたのち、政府が企業の投資活動を観察できるときと観察できないときの企業の投資水準が比較され、後者の場合が過大投資となっていることが示される。第2節では政府が私的情報を公開する場合が企業投資の観察可能性についてケース分けして検討される。第3節でそれまでの節でなされたものが比較検討され、結果として、政府による企業の投資活動の観察可能性の有無にかかわらず、政府は私的情報を公開したほうが、公開しない場合より期待社会厚生が大きくなることが示される。また、政府が企業の投資水準を観察できる場合、政府が私的情報を公開するほうが公開しない場合より企業の期待利潤は大きくなることが示される。なお、企業の投資水準を観察できないときは政府の私的情報の公開の有無が企業の期待利潤にどのように影響するかについては確定したことはないことが指摘される。また、これらの結果をふまえて、政府が自己の私的情報を公開するか否かを戦略とし、企業が政府にたいして自己の投資活動を観察可能にさせるか否かを戦略とする非協力ゲームを構成している。その結果、政府は情報を公開し、企業は投資水準の観察をさせないことが均衡戦略となることが指摘され、さらに、これがファースト・ベスト解にはならないことが明らかにされる。

第5章ではDasugpta=Spulberによってなされた入札モデルを公共財調達モデルに適用している。入札制度として(1)財のある一定量を単一の企業に受注させる、(2)単一の企業に受注させて、財の数量はその企業の生産性に依拠してきめる、(3)複数の企業に受注させ、財の数量はそれらの企業の生産性に依拠してきめる、の三つの制度をとりあげている。第1節から第3節までで、政府の目的関数として社会厚生関数を使うことによって各制度のもとでの社会厚生の特徴が明らかにされ、第4節で各制度間の比較厚生分析が行われている。その結果、入札(1)、(2)、(3)の順に社会厚生が大きくなっているという結論が得られる。

以上のように、本論文は政府による公共財の調達のためにどのようなインセンティブ契約が有効であるかという公共政策の基本問題をエージェンシー理論の枠組みのもとに多様な角度から検討している。とくに、

政府の私的情報という視点は氏の独創によるもので、政府と企業の情報戦略ゲームを構築することによって、政府の情報政策に関して興味ある結果が導出されている。また、政府の目的関数として社会厚生関数をとることにより、一貫した角度でインセンティブ契約の比較厚生分析がなされており、十分評価に値する本格的な論文であると判断される。ただ、政府による企業の投資水準の観察が不可能な場合についての企業利潤の比較検討が明かでない点、継続取引については問題点の指摘にとどまっている点はもう少し展開があつてよかったのではないかと思われる。しかしながら、氏のインセンティブ契約の分析は体系的に、かつ、厳格な手法で展開されており、これまでの研究に新たな成果を加えた分析として、斯学の発展に大きく貢献するものと思われる。

従って、本論文は経済学博士の学位を授与するものに値するものと考えられる。

中濱 隆氏学位授与報告

報告番号 甲第15号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成4年12月25日

学位論文題名 米国の生命保険業の構造変化

主論文の要旨

1960年代以降、アメリカの生命保険会社は資産・負債構成や収益構造に変化が生じている。資産内容の悪化や責任準備金の構成内容の変化、収益性の低下、そしてそれらにともなう剰余金比率の低下という財務内容の悪化である。

剰余金比率の低下をもたらしている主要な要因は、具体的には純営業収益と一般勘定資産の価値の変動としてとらえることができる。そこで当論文ではおもにこうした二つの要因に着目した構成内容として展開している。

生命保険会社は保険引受業務の対応措置として商品改革を行ってきた。それは1960年代初めに保険部門のなかの団体年金に始まる。それは分離勘定の導入(変額年金の創設)と一般勘定での投資年度別方式の採用を内容とするものである。商品改革はその後1970年代後半から個人年金で、そして80年代にはいり普通生命保険でも展開された。こうした商品改革は投資成果の直接的反映(分離勘定)や実勢金利の付与、保証

(一般勘定)を特徴とし、他方で収入に占める純投資収益の割合増大をとまなうものであった。それは商品改革が利回り、金利競争として展開されたことを意味する。年金・生命保険の金融商品化である。それは生命保険業の現段階における特徴を示すものである。[第1章～第3章]

そして商品改革の進展にともなって、生命保険会社の負債の大部分を占める責任準備金は、年金準備金の割合増大と生命保険準備金の割合減少、そして両準備金に占める高利回り、高金利商品の準備金の比重増大となってあらわれている。収益性の低下は、保険部門別の純営業収益でみた場合、生命保険準備金の割合減少にもかかわらず普通生命保険の純営業収益が大部分を占めていること、他方で年金準備金の割合減少にもかかわらず年金の純営業収益はわずかにすぎないことにともなう純営業収益の相対的な減少によってもたらされている。また商品改革の進展と収益性の低下は、生命保険会社の利潤源泉でみた場合、従来の主要なそれである利差益の放棄(分離勘定)、減少(一般勘定)を示唆している。[第4章、第5章]

こうした収益性の低下に対処するために、生命保険会社は資産運用業務で低格付け債の保有を増大させている。そして金利の変動にともなう債券価格や株価の変動が生命保険会社の保有資産の価値の不安定性を増大させてきている。なかでも一般勘定資産の大部分を占める有価証券の資産価値(債券は均等利回り評価額または時価で、優先株は取得価額または時価で、普通株は一般に時価で評価される)の不安定性の増大は、法定有価証券評価準備金(債券・優先株部分と普通株部分)の変動によくあらわれている。1960年代後半以降、有価証券に占める普通株の割合はわずかであるが、普通株部分の最大限の準備金と実際の準備金、それらに対応する純キャピタル・ゲイン/ロスは株価の変動にともなって総じて大きく変動し、剰余金の増減に大きな影響を与えている。それに加えて1980年代には、債券・優先株部分でもこうした普通株部分と同じ状況が生じている。有価証券の大部分を占めている債券の純キャピタル・ロスと債券・優先株部分への繰り入れ額の増大はおもに時価で評価される低格付け債の保有増大によるものであり、1980年代に剰余金比率を低位にとどまらせている要因となっている。[第6章、第7章]

こうした財務内容の悪化に対して、生命保険会社は1980年代に資産・負債総合管理を採用している。その中心的な手法はセグメンテーションであり、1960年代

初めに団体年金の商品改革で採用された投資年度別方式が進展したものである。それは一般勘定の資産と負債(剰余金を含む)をいくつかのセグメントに細分し、それぞれのセグメントにおける資産と負債のキャッシュ・フローを適合させることによって最適な投資収益を実現させようとするものである。[第8章]

しかしこうした資産・負債総合的管理にもかかわらず、1980年代末におけるジャンク・bond市場の崩壊と不動産市況の悪化によって生命保険会社の財務内容は一層悪化し、経営悪化、経営危機にまで進展している。こうした事態に対応して生命保険業の新たな規制論議が従来の州レベルに加えて連邦レベルでも行われようとしている。[第9章]

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授	深町郁彌
	副査	〃	〃 丑山 優
	〃	〃	助教授 川波洋一

本論文は、第二次大戦後、とくに1960年代から今日にいたるアメリカ生命保険会社の資産・負債内容、収益構造の変化を体系的に追跡したものである。アメリカ生命保険会社の資産・負債構成、収益構造の変化をもたらししたのは、変動為替相場制下の高インフレーション、高金利、企業合併、そして大きく進展してきた金融革新にもとづくものであった。資産内容の悪化、責任準備金の構成内容の変化、収益性の低下、それらにともなう剰余金比率の低下が金融環境の激変との関連のもとに資料を用いて詳細に分析されている。

本論文は、「序章 本稿の課題と構成」、「第1章 団体年金の商品改革」、「第2章 商品改革の進展」、「第3章 収支構成」、「第4章 負債構成」、「第5章 収益構造」、「第6章 有価証券と法定有価証券評価準備金」、「第7章 法定有価証券評価準備金と剰余金」、「第8章 資産、負債総合的管理」、「第9章 生命保険会社の経営悪化」、「補論 生命保険の基本型」から構成されている。

第1章、第2章では、1960年代以降のアメリカ生命保険会社の商品改革が歴史的に論じられている。1970年代末から80年代にかけて生命保険会社は「商品革新の時代」にあるといわれた。しかしそれらの商品改革の初めは、1960年代の保険引受業務に対応する団体年金にほかならなかった。生命保険会社の保険型年金と商業銀行信託部門の信託型年金とのあいだで資産運用

の利回り競争が展開された。変額年金の創設による分離勘定の導入、一般勘定における投資年度別方式の採用が行われたのである。

商品改革は、団体年金に加えてさらに1970年代末個人年金、80年代初め普通生命保険の分野でも展開する。金利競争がこれらの分野にも及んで、個人変額年金の導入により「投資成果の直接的反映」がはかられ、また一般勘定での普通生命保険にたいする実勢金利の付与、保証が行われた。この分野では変額保険（分離勘定）やユニバーサル保険（おもに一般勘定）などの新製品が導入されたのである。これらはインフレーション、金利変動のもとでの「年金、生命保険の金融商品化」である。

第3章では、新しい商品改革のもとで生命保険会社の収入・支出の構成がどう変化したかが検出される。収入構成では保険引受業務からの保険料・年金掛金の割合が減少し、資産運用業務からの純投資収益の割合が増大している。他方支出構成では年金の割合が増大し生命保険の割合が減少している。

以上の収入構成における純投資収益の割合の増大は、80年代半ばには保険料・年金掛金と同じ比重を占めるようになっている。生命保険会社の将来の保険金、年金の支払いのために積み立てられている責任準備金は、上述の保険料・年金掛金、そして予定投資収益——予定利率での保険料・年金掛金の運用——の合計から構成されている。したがって保険料・年金掛金の割合が低下しており、しかも将来における保険金、年金の支払いを履行していくためには、生命保険会社は予定利率以上の投資収益を獲得しなければならない。それは資産運用業務である純投資収益の増大からもたらされる。だから保険料・年金掛金にたいする予定利率での割引は「生命保険業において資産運用業務と保険引受業務を有機的に結びつける基底的な要因である」。したがってこの純投資収益の増大は、保険引受業務としての生命保険、年金契約を獲得し、責任準備金を増大させる要因にほかならない。

第4章では、まず責任準備金、すなわち年金準備金と普通生命保険準備金に占める高金利商品の比重の高さが示される。さらに資産にたいする負債側——負債と資本金・剰余金——における剰余金の比率は60年代の7%台から80年代後半には6%台に低下している。この剰余金は特定の危険のために設定された特別剰余積立金、未分配剰余積立金である。負債の大部分を占める責任準備金の割合が一定し、これら両剰余金の割合がさらに低下していく状況のもとでは、責任準備金

の構成は、年金準備金の割合増大と生命保険準備金の割合減少、そして両準備金における高金利商品の比重増大となってあらわれていた。

第5章では、以上のような商品改革の進展にともなう責任準備金の構成変化のもとで、生命保険会社の保険部門別の純営業収益と利潤源泉を考察している。普通生命保険の純営業収益は一貫して最大である。だが全保険部門の責任準備金と純営業収益の伸びを対比すると、責任準備金は、その構成比では年金準備金の割合増大、生命保険準備金の割合減少という変化を示している。それにたいして純営業収益は保険部門全体にたいしては変動しており、責任準備金の伸びとは結びつかなくなっている。

さらに利潤源泉をみると、年金、保険金の支払い・履行のためには、責任準備金の運用によって予定利率以上の投資収益を獲得することが必要である。この予定利率をこえる投資収益は利差益であり、死差益、費差益とともに生命保険会社の利潤源泉を構成することになる。従来利差益を利潤源泉としていた生命保険会社は分離勘定で利差益を放棄し、一般勘定で利差益を減少させている。分離勘定での利差益の放棄は投資成果の直接的反映、したがって投資リスクの契約者への転嫁である。1970年代末から80年代初めの高金利期には一般勘定における利差益の減少、さらには利差損があらわれていた。ところが生命保険会社の年金、生命保険の商品改革は投資収益を増大させることによって行われていた。保険引受業務の資産運用業務への依存はますます高まってきている。

第6章、第7章では、生命保険会社の貸借対照表上の負債側の項目のなかでの剰余金、有価証券、法定有価証券評価準備金（Mandatory Securities Valuation Reserve — MSVR）のあいだの関連を明らかにしている。生命保険会社の一般勘定資産のなかで大きな割合を占めているのは有価証券である。剰余金の割合に影響をあたえるもののひとつは純営業利益であり、もうひとつは一般勘定資産、したがって有価証券の価格変動である。生命保険会社は法定有価証券評価準備金を積み立てている。この評価準備金は債券と優先株の債務不履行で生じる損失と普通株の価格変動を吸収して、剰余金を保護するために創設された。この評価準備金となる一般勘定保有の債券のうち社債は十分な担保を有し、元本、利子が債務不履行になっていない場合、均等利回り評価法（amortization）にもとづいて評価される。公債、外国債も同じである。この評価法は、取得価格と額面価格＝償還価格とが異なる場合、

その差額を取得日から償還期日までの日数で割り、それを加えて取得価格を増額あるいは減額した価格で評価するというのである。その他の普通株は簿価か時価で、また優先株は取得価格か時価で評価される。

収益性の低下に対処するため生命保険会社はジャンク・ボンドなど低格付け債を保有している。そして金利や株価の変動は有価証券価格の不安定性、法定有価証券評価準備金の変動、キャピタル、ゲイン／ロスを増大させている。

第8章では、以上の財務内容の悪化にたいして生命保険会社は資産・負債総合管理を用いていることが述べられている。生命保険会社は1960年代初めまではそれらの資産をひとつの一般勘定（投資勘定）で保有していた。そこでは投資のキャッシュ・フローに保険のキャッシュ・フローが対応して保険会社の流動性が維持されていた。資産・負債総合管理の中心的手法は投資年度別方式のセグメンテーションであり、その場合対象となる資産は社債と抵当貸付であった。それら資産の明確な満期と返済計画にたいしては、負債では団体年金が年度別に対応させられたのであった。しかし1966年、69年の金利高騰期には、契約者貸付つまりキャッシュ・アウトが増大し、また債券の繰上償還と抵当貸付の期限前貸付つまりキャッシュ・インが減少した。安定的キャッシュ・フローの低下に対応して、負債と資産のすべてを対象とするセグメンテーションが展開していく。

第9章では、こうした資産・負債総管理にもかかわらず、1980年代末にはジャンク・ボンド市場が崩壊し、不動産関連資産の市況も悪化する。そして生命保険会社の経営悪化や支払い不能が発生するにいたった。監督規制が州レベルから全米レベルに上向する動きも出ている。たとえば、州の保険監督官によって構成される全米保険監督官協会の設立、「1991年保険保護法（Insurance Protection Act of 1991）」、「1991年保険詐欺予防法（Insurance Fraud Prevention Act of 1991）」の会議への上程という動きがそれである。

本論文では、変動相場制下のインフレーション、金利の激変、金融システムの変革がアメリカの生命保険会社に及ぼした影響、そして保険会社、業界のそれらに対応する改革の極めて具体的に執拗な追跡が行われている。生命保険会社の財務の豊富なデータ分析によって、責任準備金の伸びに対応して純営業収益の伸びへの依存度が高まりながら、実際には高金利商品による利差益の確保の不安定化のために、そうした期待を達成できないでいることが、新商品開発に即して的確

に追跡されている。そこは生命保険会社財務内容の悪化のプロセスである。この点に関連して「有価証券と法定有価証券評価準備金」（第6章）は有価証券の分析を組みこんだものとして高く評価できる。「年金・生命保険商品の金融商品化」は抽象的スローガンではなく具体的に分析され体系化されているのが本論文の特色である。本論文で筆者の利用している資料は日本内外の文献にわたって豊富である。また、本論文を中心とした専攻分野に関する専門知識についても、本人の研究歴および研究業績から判断して十分であると考えられる。

以上の理由から、本審査委員会は中濱隆氏の本論文が経済学博士の学位を授与するに値するものとする。

蔡 剣波氏学位授与報告

報告番号 甲第16号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成5年3月26日

学位論文題名 戦後台湾、韓国の経済成長と為替管理
自由化—香港を中心とする東アジア地域のマネーフローとの関連で—

主 論 文 の 要 旨

本論文は為替管理問題を台湾、韓国を対象を限定して考察し、為替レート制の変化、為替市場の設立と資本取引の変化に対する分析を通じて、台湾、韓国のほうから国際金融市場香港の地位とその変貌を考察するものである。

まず、「序」では、本論文がいかなる目的のもとで書かれるかについて触れる。

1971年、米ドルと金の交換性が停止され、ブレトン・ウッズ体制の固定相場制はここで実質的に崩壊した。1970年代半ばから、多くの発展途上国がこれまで採用してきた単一通貨、とくにドルへの固定的なベッグ制を維持できなくなり、通貨バスケットへのベッグ、管理変動レート制の採用へと弾力的な為替レート制の採用を通じて為替取決めが変更しはじめ、為替取決めの世界的地図が大きく変化した。それと同時に、変動レート制を採用した国々にはさらに為替市場も設立されるようになった。1970、1980年代、発展途上国の資本取引、国際収支ファイナンスも国際金融市場の変貌とともに大きく変化した。IMFは変動相場制のもとで出現したこのような現象を「変動相場制における決済シ

ステムの変化」と位置付けている。

発展途上国経済発展の優等生といわれるアジア NIEs の代表的な地域台湾、韓国は1950年代末、1960年代初めから外資導入をテコに輸出指向型経済政策を採り、著しい経済成長を達成し、世界的に注目を浴びている。経済発展とともに、台湾、韓国の為替管理、為替システムも大きく変化した。1978、1980年に台湾、韓国はそれぞれドルベッグから変動レート制に移行し、それをきっかけに為替市場を設立した。その上、1987年に台湾、1988年に韓国は資本輸出を中心とする資本取引の自由化措置を断行した。韓国は1988年11月1日から IMF 八条国へも移行した。

経済発展とともに、①戦後台湾、韓国の為替管理自由化はどのように変化を遂げているのかを歴史的に、具体的に追って、その原因分析を行なうこと、②金融システムとの関連で台湾、韓国の為替市場の構造と運営を解明すること、③為替管理自由化の進行過程における台湾、韓国それぞれの特徴とその特徴を生み出す原因を分析すること、④このような動きと国際金融市場との関連を明らかにすること、がこの論文の目的である。

それによって、国際金融問題に対して、発展途上国からのアプローチを試みる。

「第1章 経済成長と金融政策」では、1950年代から1980年代末にかけての台湾、韓国の投資、金利政策と国内資本蓄積メカニズムの変化を中心に論じ、戦後台湾、韓国の金融政策の相違とその背景を指摘し、本論文の出発点とする。

「第2章 為替レート制の変化」では、まず、1970年代半ばから、発展途上国の一般的変化を考察し、発展途上国の為替レート制変化の中に台湾と韓国の位置付けを行う。そして、戦後台湾、韓国の輸入代替工業化から輸出指向型経済成長への工業化政策変化において、為替政策の変化を論じる。つまり、工業化と為替政策との関連を踏まえて、為替レート制の変化を分析する。そのうち、1978年、1980年台湾、韓国それぞれドルベッグから変動レート制への変化とその原因を中心に分析を行なう。最後に、台湾、韓国の為替政策の相違を考察する。

「第3章 為替市場の設立と拡大」では、まず、変動レート制の導入をきっかけに、台湾、韓国はそれぞれ為替市場を導入したことを指摘し、台湾、韓国の為替レートの決め方、為替市場の構造とその運営について具体的に考察する。そして、貿易取引と為替取引、直物取引と先物取引、為替リスクの転嫁メカニズムか

ら為替市場のそれぞれの特徴を分析する。最後に、為替市場の導入を含む変動レート制における台湾、韓国の為替システムの変化を固定レート制下のそれと比較しながら分析を行なう。本章では、台湾、韓国の通貨当局が民間の先物為替取引を国際金融市場で行わせながら、国内為替市場を運営する特徴を強調する。

「第4章 国際収支の構造変化と資本取引の自由化措置」では、まず、戦後台湾と韓国それぞれの国際収支の具体的構造とその変化を国内資本蓄積メカニズム、工業化政策との関連において考察する。そして、国際収支構造の変化と資本取引政策との関係を分析し、1980年代半ば、資本導入を中心とする資本取引自由化政策から資本輸出を中心とする資本取引自由化政策への転換の背景を明らかにする。本章では政策変化を中心に資本取引の変化を論じる。

「第5章 資本取引の変化——国際金融市場香港との関連で——」では、国内資本蓄積メカニズムの変化、為替システムの変化、国際収支構造の変化と資本取引政策の変化を踏まえて、資本取引、マネーフローと国際金融市場の相互関係を論じる。まず、戦後発展途上国の国際収支ファイナンスと国際金融市場との関係を考察する。そして、台湾、韓国の資本取引を資本導入と資本輸出との二面に分け、資本導入と資本輸出の二面から台湾、韓国の資本取引と国際金融市場、とくに香港国際金融市場との関連を考察する。最後に、インターバンク取引の分析から、1980年代半ば以後、台湾、韓国の資金需要の低下とともに、香港市場は台湾、韓国にとって資本市場としての重要性が低下し、為替市場としての重要性が増大していることを指摘する。

最後に、「あとがき」では、これまでの考察を基にして、戦後、とくに1970年代以後の台湾、韓国の為替管理自由化の意義を考察する。そして、台湾、韓国の為替管理自由化によって、アジアにおいては貿易だけではなく、金融面でも、重層的な関連を持ち始めたことを強調する。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授 深町 郁彌
	副査	〃 〃 徳永正二郎
	〃	〃 助教授 川波 洋一

基軸通貨ドルの金交換停止、変動相場制への移行が発展途上国にドルベッグから通貨バスケットへのベッグあるいは管理変動相場制をとらせていく。本論文は、

台湾、韓国を対象にこの問題を検討している。論文の章別構成は次のとおりである。

序章、第1章 経済成長と金融政策、第2章 為替レート制の変化、第3章 台湾、韓国の為替市場、第4章 国際収支の構造変化と資本取引自由化政策、第5章 資本取引の変化——国際金融市場香港との関連で——、終章。

ドルペッグから変動レート制への移行、そして外国為替市場の設立は台湾では1978年、韓国では80年であった。さらに資本輸出を中心に資本取引の自由化措置がとられたのは、台湾で87年、韓国では88年にほかなかった。本論文は次の4つの目的をもっている。

第1は、台湾、韓国において外国為替管理はどのような変化を遂げているか、第2に、両国の金融システムとの関連で外国為替市場の構造と運営の解明、第3に、為替取引自由化の過程で台湾、韓国のそれぞれの特徴と原因の解明、第4に、以上の動きと国際金融市場との関連の明確化、である。

第1章では、高い経済成長、共通な経済発展パターンをもっている台湾、韓国は、1960年代、70年代に金融政策、金融システムで異なっていたことが示される。台湾では中国本土から移された紡績資本と農地改革による土地資本の産業資本への転化を通じて、直接投資を中心とする外資導入の基盤をつくりだした。経済成長率は60年—70年で平均8.8%であり、75年まで赤字の貿易収支はそれ以降黒字に転化した。しかも、73年まで消費者物価は2%—3%レベルにとどまっていた。1958年二重為替レートを単一レート化し、輸入代替工業化戦略を輸出指向政策に転換した。60年代には国内貯蓄率が急速に高まったため外国資本への依存率は減少した。70年代にはいと、産業構造は重工業化する。それへの投資は国内貯蓄で賄われた。80年代も同じ傾向が続いていく。

韓国では、1960年代後半から最終消費財（軽工業）部門の輸出と資本財部門の輸入代替化政策をともに推進する政策を採用していた。70年代前半には、重化学工業と電子工業を「6大戦略工業部門」に選び、それらの促進のため外資導入を積極的に進めてきた。57年—66年までは国内貯蓄よりも海外貯蓄の方が高かった。経済成長率は67年—71年9.7%、72年—76年10.1%と高い伸び率であったが、消費者物価は、66年から70年代末まで10%—20%の対前年上昇率であった。80年代には消費者物価は一けた台に落ち着いていく。この時代、韓国は「市場メカニズムによる資本蓄積」を金利自由化を通じて推進してきた。86年に国際収支の黒字

転換にともなって、国内金融市場の開放要求が強められ、88年12月に貸出金利のほぼ全面自由化、長期金利の自由化などが実現された。

1960年—70年代と80年代の2つの時代が区別されねばならない。台湾と韓国ではコントラストが顕著である。台湾ではその重化学工業化に必要な資金は海外からの供給に依存せず、国内貯蓄によって支えられていた。これにたいし韓国では、国内貯蓄が不足しているため、投資の多くは海外貯蓄に依存せざるをえなかった。

第2章では、変動相場制移行後、ドル、ポンド、仏フランにペッグし外国為替集中制度をとっていた発展途上国が、ペッグを離脱し、複数通貨バスケットへのペッグ、管理フロート制へ移行する傾向がみられた。

発展途上国はドルをはじめ、主要国通貨にペッグしていた。変動相場制に移行した場合ドルペックしている発展途上国は、どのような難点をもつであろうか。途上国がドルペックしている場合、ドルが対円相場で下落すると、途上国は米国とともに円にたいして自国通貨が下落し、輸出入価格の変化によって貿易収支に影響をうけざるをえない。もうひとつ、途上国のドルペックは為替リスク管理の問題をひきおこすのである。

台湾は1951年に単一為替レートを複数為替レートに移行させた。この複数為替レートは1952年—59年の輸入代替工業化の時期であったが、60年には輸出指向型工業化に移行された。複数為替レートの単一レートへの復帰は63年であり、1ドル=40.05元の為替レートは73年まで維持されていた。70年代にはマネーサプライは30%から50%まで増加し、国内経済は投機資本の増大によるインフレ圧力に直面した。したがって79年7月にはドルペックからの離脱、管理変動レートの採用に踏み切った。

韓国の為替レートは、1945年—64年の二重レートから単一レートにいたる時期は固定相場制の時代である。それは米国の対外援助を有利ならしめるためのウォン高の期間であった。61年には韓国は外貨導入を梃子とする輸出主導型工業化の期間にはいった。64年—80年はドルペッグの時代であり、韓国は60年代の労働集約的軽工業から70年代の資本集約的な重工業の時期に移っていった。64年に1ドル=130ウォンだった為替レートは単一レート設定時の65年3月には255ウォン、そして80年には660ウォンと低落していった。この年、韓国は複数通貨バスケットのペッグに転換した。ウォンのレートはSDRの主な構成通貨の加重平均を基礎として算出されている。50%はドル、20%—30%は円、残りはマルク、ポンド、仏フランである。

第3章では、台湾、韓国の外国為替市場が説明される。台湾では79年2月に初めて外国為替市場が設立された。為替レートは中央銀行指定レートから一定の変動幅の内部で為替取引指定銀行が需給で決めるものに変えられた。第1の為替市場は、貿易輸出入商——指定銀行——外為センター——中央銀行という縦の為替取引市場、第2の為替市場は、為替銀行相互間の横の為替の直接取引市場であった。先物為替取引、為替リスクの指定銀行から中央銀行への転換が示された。先進国の外国為替市場では為替リスク回避のための金融取引が多い。台湾の為替市場では逆に貿易取引より銀行間市場取引、金融取引が少ない。

韓国の外国為替市場では、1980年に政府は固定レート、為替取引証システムから市場による為替レート決定に為替取引を変えさせている。為替取引証とは、為替銀行が発行する為替取引の流通可能証書であり、すべての対外支払いのための為替購入時に要求されるものである。この国の外国為替市場における先物取引は80年には直物取引の0.4%であったものが、88年には47%に達している。

台湾と韓国の外国為替市場を対比すると、為替レートの決定について大きな違いがある。台湾では通貨当局は直接為替市場に介入せず、5つの大銀行の協議にまかせる。しかし先物市場の運営には、中央銀行は再ヘッジ率の高低を調節しながら取引規模をコントロールする。指定銀行は中央銀行に先物為替を売り、ヘッジ取引のため買い戻す取引が認められている。中央銀行とのこの再取引の割合が再ヘッジ率である。

ところが韓国では、為替レートは中央銀行が自ら決定し発表する。だが為替市場の運営は銀行と市場メカニズムにまかせている。両国では先物市場が発展していないから、「国際金融市場を利用して、為替リスクの回避を行わなければならない」。

第4章では、資本取引の視点から台湾、韓国の為替管理を検討している。両国の国際収支の構造と変化を国内資本蓄積メカニズムと関連させて考察する。台湾は、83年まで資本を輸入している国であり、政府借款、国際金融機関の借入れが大半を占めている。石油危機を契機に、台湾の直接投資政策は抑制から積極的導入に変えられた。さらに80年には、「科学工業園区」を創設し、87年に資本取引自由化措置を実施した。資本流入にたいして制約を残すが、流出については大幅な自由化をはかっている。韓国では62年に外資奨励政策を打ち出し、73年には「外資導入法」が改正された。80年代後半には外国人に国内証券投資の自由化が認めら

れている。

第5章では、台湾、韓国の国際収支ファイナンスと国際金融市場、とくに香港市場との関係が考察されている。台湾、韓国のシンジケート・ローンの香港からのシェアは非常に高かった。80年代には両国の香港での借入れは低下するが、外国為替市場、中国にたいする直接投資は逆に大きくなっている。

本論文では、第1章から第4章まで基軸通貨ドルの金交換停止、変動相場制下での台湾、韓国のドルペッグから通貨バスケットへのペッグ、管理変動レート制への移行を追跡してきた。この分析ではこれら両国の再生産＝蓄積の基礎から貿易取引、資本輸入政策、資本輸出政策が上向的に検討された。これは新しい分析視角である。この視角は、外国為替取引で先物取引が直物取引にくらべていちじるしく少ない、貿易取引にくらべて金融取引が少ない、という発展途上国特有の事情からきたものであるかもしれない。第5章では、国際金融市場、外国為替市場との関連で横の銀行間取引を問題とする視角で分析をこころみている。この視角での香港市場の分析は貴重である。だがユーロカレンシー市場、シンガポール市場、東京市場などを加えてさらに分析を重ねることが必要であろう。本論文の発展途上国、とくに台湾、韓国の為替管理についての分析は、この専門分野に新たな知見をつけ加えている。したがって本論文は博士（経済学）の学位を授与するに値するものと考えらる。

今村寛治氏学位授与報告

報 告 番 号 甲第17号

学 位 の 種 類 経済学博士

授与の年月日 平成5年3月26日

学位論文題名 アメリカ労使関係の変容とQWLの意義

主 論 文 の 要 旨

1960年代後半から70年代前半にかけて、ノルウェーにおける産業民主主義の実験以降、労働の人間化(humanization of work)あるいはQWL(Quality of Working Life: 労働生活の質の向上)と呼ばれる運動が、世界的な広がりを見せ、なかでもアメリカでは一種のブームとなった。

この背景には、豊かな社会の出現や高等教育の普及によって欲求を高度化させている労働者が、現実遂行している職務に不満を抱き、それがアブセンティズ

ム(無断欠勤)、労働移動、サボタージュ、ストライキなどのいわゆる労働疎外症候群となって出現するという状況があり、その結果、原価上昇、品質低下などを招いた。しかし、この時期のQWLは、労働者の価値観の変化に対応した労働者の心理的充足という性格が強かったように思われる。

ところがその後QWLは、アメリカにおいては第一次石油危機後の長期不況に伴い全般的に停滞し、1970年代の終わりから80年代にかけて再び盛んになった時には、国際競争力の低下、組合組織率の逡巡や団体交渉における度重なる譲歩に代表される労働運動の退潮に見られるように、それを取り巻く環境が急激に変化していた。

そこで本論文では、1960年代後半から70年代前半にかけてアメリカに導入されたQWLが、70年代後半以後のアメリカ労使関係の変容のなかでどのような変質を蒙ったかを解明しようとするものである。

本稿の構成としては、まず第1章で、QWL概念の定義を紹介し、QWL発祥の地であるノルウェーとスウェーデンの北欧二か国およびアメリカにおけるQWL運動の展開過程に触れた。

次に第2章第1節では、最近のアメリカ労使関係の変容に関して積極的な発言を続けているコーハン(T. A. Kochan)、カッツ(H. C. Katz)、マッカーシー(R. B. McKersie)ら(以下KKMと略す)MIT(マサチューセッツ工科大学)グループの理論を紹介し、第2節で、彼らの主張を整理する形で、アメリカの伝統的な組合型労使関係システム(traditional union industrial relations system)の特徴を示した。

さらに第4章と第5章で、伝統的な組合型労働関係システムの変容にきわめて大きな影響を与えた労働市場と製品市場および非組合型労使関係システム(non-union industrial relations system)を順に考察した。

ここでは、非組合型労使関係システムに、雇用保障、企業内部からの昇進、平等色の強い賃金・付加給付、労使間の情報の共有などの人事管理を通じて、労働者と企業の一体感を醸成し強化するという特徴が存在することが明らかになった。

第6章では、これらの諸要因によって伝統的な組合型労使関係システムがどのような変容を見せているかを解明しようと試みた。そして以上の分析を踏まえて、QWLの採用動機の変化、いわばQWLの変質とそれをもたらした環境変化を明らかにしたいと考えている。

また、第3章では、伝統的な組合型労使関係システムの変容の典型的な事例としてアメリカ自動車産業を取

りあげ、1970年代後半以降の同産業の動向を詳述し、さらに、第4章第3節で、アメリカ労使関係の「変容」という用語をめぐる議論を検証し、第4節で、アメリカ労使関係の変容に関するいくつかの見解のうち、KKMと並んで注目するに値すると思われるオSTERマン(P. Osterman)の見解を考察した。

結果として以下のことが明らかになった。

まず、アメリカの伝統的な組合型労使関係システムの変容に関しては、ニュー・ディール以来、アメリカ労使関係の基調を成していた伝統的な組合型労使関係システム(経営側による戦略的意思決定の独占、団体交渉制度の比重の大きさ、職場レベルにおける職務規制組合主義の遵守という特徴をもつ)が、労働市場と製品市場および非組合型労使関係システムなどの諸要因によって、新しい労使関係システムへと変容し始めていると言えるであろう。

新しい労使関係システムは、次のような特徴を持っていた。

まず戦略レベルでは、従来は独占的に経営の統制下にあった企業の戦略的意思決定に、労働組合が参加する動きが見られること。

次に団体交渉レベルでは、賃金・付加給付の実質的引き下げ、作業組織や人的資源配分における柔軟性の増大を目的としたワークルールの変更などを主な内容とする労働側による譲歩である。

そして職場レベルでは、QWLを代表とする経営参加型管理が導入された。これは、既存のワークルールの大規模な変更を前提としており、その結果、従来支配的であった職務規制組合主義を侵食する傾向がある。

それでは、70年代後半以降のアメリカ労使関係の変容の中のQWLの変質という本論文の課題にどのような解答が与えられるべきであろうか。それは、次のようになるであろう。

1960年代後半から70年代前半のQWL(前期QWL)は、労働者の価値観の変化に対応した労働者の心理的充足という側面が強く、労働疎外の解消や労働の人間化という視点から導入されることが多かったのに対して、1970年代後半以降のQWL(後期QWL)は、アメリカ産業の国際競争力低下を受けて、それまで職場を支配していた硬直的な職務規制組合主義を解体させ、労働過程のフレキシブル化・効率化を目指す生産性向上施策的性格が強くなってきた。

つまり、団体交渉レベルだけを重視してきた(=労使間の接触が団体交渉レベルだけに限定されていた)従来の伝統的な組合型労使関係システムにおいて、近

年、戦略レベルと職場レベルにおける労働者の参加、言い換えれば、労働組合を経由しない経営側と労働者との直接的な接触が促進されることによって、新しい労使関係システムが出現しつつあり、このような状況の中でQWLは、職場レベルにおける参加的管理として導入されているのである。

これまでのQWLに関する学界の動向を振り返ると、QWLにはさまざまな研究分野からのアプローチが可能であるために、その概念は多種多様であり、とすると議論が拡散する傾向が見られる。そこで本論文では、1960年代後半から70年代前半にかけてアメリカに導入されたQWLが70年代後半以降どのような変質を蒙ったかという点に対象を絞り込み、それを取り巻くアメリカ産業社会の具体的な展開を通して明らかにしようと努めた。この点が本論文の意義であると思われる。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学 教授	原田 實
	副査	〃 〃	下山房雄
	〃	〃 助教授	遠藤雄二

1960年代後半、先進資本主義国では所得水準や教育水準の上昇によって欲求を多様化させた労働者が、フォードイズムに象徴される単純反復的無内容な職務に不満を抱き、それが無断欠勤、労働移動、サボタージュ、ストライキなどの労働疎外症候群となって頻発し、コスト上昇、品質低下などの経営問題が生じていた。その対策として労働過程における人間性の回復を訴える「労働の人間化」(Humanisierung der Arbeit)や「労働生活の質の向上」(Quality of Working Life)と呼ばれる運動が起り、世界的な注目を惹いた。

本論文は、その運動のアメリカにおける展開を特に自動車産業の労使関係の中で跡付け、QWLの意義とその変質を追求したものであり、6章からなる。

第1章ではまずQWLの概念規定を行い、その前提となった北欧型産業民主主義国での労働者参加の先導的試行、またアメリカにおける先駆的事例を検討する。概念規定については、全社会的規模におけるマクロ的QWLと作業現場におけるミクロ的QWLとを分類したのち、労働者の職場での欲求充足、能力開発と発揮の機会、意思決定への参加などミクロ的QWLを固有の概念としている。また先導的試行としてスウェーデンのサーブ・スカニア社(1968)、ボルボ社(1972)におけ

る成果と限界、先駆的事例としてIBM社(1943)、メイタッグ社(1959)の職務拡大を紹介する。これはいわば前期的QWLである。

第2章では、コーハン=カッツ=マッカーシー(Kochan, T. A., H. C. Katz and R. B. McKersie)らに依拠しつつ最近の労使関係は、①企業戦略レベル、②団体交渉と人事政策レベル、③職場における労働者参加レベルという山層構造において捉えるべきこと、ところが従来の伝統的労使関係システムは団体交渉レベルにのみ固執してきており、いまや労働市場の変化(組合組織率の低下)のみならず製品市場における競争の激化、非組合型労使関係システムの台頭によって労働組合の伝統的な「硬直的」職務規制が挑戦を受けていることを指摘し、さらにこんにちまで支配的であったニューディール以来の組合型労使関係システムの特徴を回顧的に検討している。

第3章は、コーハンらという新しい労使関係システムの一事例として1970年代後半以降のアメリカ自動車産業を分析する。そこではまず同時期のアメリカ自動車産業の衰退、とりわけ雇用労働者数の劇的な削減を概観し、クライスラー、GM、フォード3社がそれぞれ全米自動車労働組合(UAW)に対し譲歩交渉(concession bargaining)を迫り、一方で賃金・付加給付抑制のため労働者の既得権を剥奪しつつ——例えばCOLA=生計費調整手当の廃止・延期やAIF=年次賃金改善要因の廃止など——、他方で経営側主導のもと雇用と所得の若干の保障を与え、生産性向上のため労働者の技能訓練や職場における労働者の参加を含むQWLプログラムを導入した経緯を述べている。これによってアメリカ自動車産業の労使関係はコーハンらのいう新しい協調的労使関係へと変容し始めるのである。

第4章は伝統的な労使関係のこのような変容とその原因を考察する。まず組合組織率の低下(1945年の35.5%から1984年の19.1%へ)の原因として製造業からサービス業への雇用のシフト、北部および中西部から南部および西部への産業の地理的移動、ホワイト・カラーおよび女性の構成比の増大などが通常挙げられるが、そのような客観的条件よりもっと重要なのは経営側の反組合的活動、および組合自体の組織化努力不足による交渉代表選挙の組合勝率の低下である。次に製品市場の変化をみると、国際競争の激化、アメリカ国内の非組合企業の競争力増大、および1970年代終わり頃からの規制緩和による競争の激化が目立つ。それらの要因がすべての産業、企業に均等に作用するわけではないが、そのような外部環境の経済的圧力によって団体

交渉の過程においては交渉構造の分権化、労使関係スタッフの役割低下、新しいコミュニケーション形態が登場し、その結果賃金・付加給付の譲歩、新しい賃金制度の導入、就業規則の変更、労使強調の方向性が明らかになった。

しかしこのような変化は、果たしてコーハンらが主張するように労使関係の「変容」(transformation)なのかという問題がある。これについて最近の傾向は何ら変容ではなく、アメリカの労使関係はワグナー法以来もともと使用者優位であったのだからそれが一層「進展」(evolution)したに過ぎないというブロック(Block,R.N)の批判がある。これに対しコーハンらは労使関係が三層の構造に拡大された現実を質的变化＝変容と捉えているのであって、彼らが職場レベルでのQWL運動の活性化を労使関係変容の重要な契機と位置付けたことを著者は評価している。

第5章では、前章で触れるに止めた非組合型労使関係システムなるものを検討する。そこではこれまであまりとり上げられなかった非組合型企業の実態を分析した二つの研究が比較され興味深い考察となっている。

まず第1はバーマとコーハン (Verma,A.and T.A. Kochan) による巨大コングロマリットの事例研究であって傘下の組合化されている30工場群と非組合46工場群との労働コスト、革新的な人的資源管理諸制度の導入実施の程度、例えばQWL強度指数(QWL intensity index)などを比較し、組合工場の方が労働コストが30%高いのに対してQWL強度指数は非組合工場の方が約2倍高いなどのデータを紹介する。

第2の研究はフォルクス (Foulkes,F.K) ののものであって非組合大企業26社を対象にした経営者、管理者への面接調査である。それによればトップ・マネージメントの組合は不要という「哲学」ないし「価値観」が現実の人事政策を介して労働者の信頼、協力の経営風土を醸成するという。著者はこの見解に対しては批判的であり、やはりバーマ＝コーハンの詳細な研究を評価している。いずれにしてもこの章で検討した非組合型労使関係システムは、報酬制度の革新、労使間のコミュニケーションの促進および従業員参加プログラムの実施、さらに柔軟な作業組織と人的資源配置、すなわちQWLをとり入れており、それによって高い競争力を維持しているという。

第6章は最初に示した三層の労使関係システムという視角から、伝統的な組合型労使関係を擁する企業が導入しつつある変革を検討する。まず戦略レベルでは、①産業レベルでの労使委員会、②取締役会への組合代

表の参加、③トップレベルの意思疎通会議などである。次に団体交渉レベルでは、①賃金・付加給付に関する組合側の譲歩交渉、②作業組織や人員配置における柔軟性の増大を目的とした就業規則の大幅な変更など経営側の主導権が強化されている。

第3の職場レベルでの変革がQWLに大きく関わっている。QWLは各社独自の名称で呼ばれたり、また事例によってその内容も異なるが、次の2点は共通である：

- ① 労使の敵対的関係の克服、従業員の動機付け、帰属意識、能力開発の向上のため個人やグループの参加を奨励すること。
- ② 就業規則の簡素化、コストの低減、人的資源管理の柔軟化のため作業組織を変更すること。

ではこのようなQWLの導入は伝統的組合型労使関係にどのような影響を与えるであろうか。この問題については本章では、GM社における1970年代初期のタリータウン組立工場のQWL導入事例と、1970年代終わり頃から80年代にかけて同社で大々的に導入された‘作業チーム方式’とを比較し、初期のプログラムは参加は自由意思に基づく；生産標準が増大してはならない；組合代表がプログラムの監視に当たる；労働協約および職場慣行に抵触してはならないなど伝統的な組合型労使関係の枠内に留められていたが、70年代終わり以降の作業チーム方式では、労働協約の内容にまで踏み込み、伝統的な団体交渉過程を浸食する傾向があらわになったという。すなわち、アメリカ自動車産業の競争力回復に必須の構造革新や技術革新の過程で、作業組織再編や労働力の弾力的配置を進めるうえで大きな障害となったのは労働組合による硬直的な職務規制であるとする経営側は、不況という危機的状況を梃子として職務分類の削減、先任権の制限、作業量の増大などワーク・ルールの大規模な変更を組合に認めさせ、それによって労働力の効率的利用を図ったのである。

以上みてきたように、本論文は当初労働者の不満解消、労働の人間化という視点から試行・導入されたQWL諸策が1970年代後半から製品市場における競争激化のもとで作業組織の柔軟化の手段として新たな性格を帯びるに至った経過をアメリカ自動車産業を舞台として具体的に追求した労作である。それは同時にアメリカの典型的な組合型労使関係システムの重要な変容の解明、とりわけ非組合型労使関係との比較など斬新な視角と問題を提示した意欲的な研究となっている。そもそも伝統的な理論では“非組合型労使関係”とい

う概念そのものが形容矛盾にも等しく、この問題を取り上げた著者はその問題提起により所属する学会でも高く評価されている。

勿論、労使関係の変容はQWL運動のみによるものではないし、1970年代以降のいわゆる規制緩和以外に政府の労働・労使関係政策や法体系の分析が十分行われていないなどの問題はあるが、それらの解明は今後の研究に期待されよう。もともとQWLのような研究課題はしばしば局所的な事例研究か、さもないと抽象的な理念論に流れがちであるが、本論文はQWLを企業内労使関係という妥当な枠組みの中に位置付け、それを経営側の主導のもとで導入された競争力強化のための経営技術であることを明確に規定したという意味で極めて有意義な研究である。したがって本論文は博士（経済学）の学位を授与するに値すると認める。

黄 在南氏学位授与報告

報告番号 甲第18号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成5年3月26日

学位論文題名 組織行動と組織変動—組織変動の理論的考察—

主論文の要旨

組織は静態的な実態ではない。即ち、これらは新しく出現し、成長し、停滞したりすると同時に、安定化、移行、変革などを通じて変わっていく動態的な実体である。それでは、このような変化はなぜ、どのようにおこるのか。

この疑問こそ、本稿の大きなテーマである。しかし残念ながら、このような組織変動のプロセスを理論化しようとする試みはあまり見られない。組織に関する現在の主な研究の流れといえば、通常のような学説史的研究と横断的な実証研究が大半を占めている。勿論、これらの研究もそれなりの有意義さを持っているし、組織変動を対象外にもしていない。しかしこれらの研究のいくつかの前提と枠組みは、組織変動のプロセスを説明するための適切な概念道具の開発にまでは至っていない。

この問題を検討したのが第一章である。ここでは、組織と人間行動に関する見解を四つ——システム——構造の見解、戦略的選択の見解、自然選択の見解、集合行動の見解——に分類した。各見解は組織構造と人

間行動に対して異なる定義を行っている。そのため、組織がどのように創造され、変化し、行動し、解体して行くかの問題に対しても異なった説明を行っている（図1-2を参照）。

しかし各見解はそれ自体としては不完全である。組織変動を理解するためには、部分—全体の関係、あるいは個人レベルと集合レベルとの間と、各レベルにおける組織構造と人間行動との間に見られる緊張と矛盾をさらに調べる必要がある。

第二章では、第一章で取り上げた問題の中で、集合レベルとしては構造レベルを、また個人レベルとしては意味レベルを取り上げ、構造と意味との間の緊張と矛盾を組織変動の源泉として考え、集合レベル即ちシステム次元の変動プロセスを説明した。この場合、自己組織化理論は変動を説明するための基礎となる。

自己組織化理論は、システムが自省作用を通じて能動的に構造変動を始発させるプロセスを強調する。即ち、自律的であれ人為的であれ、現状以外の適合状態へ移行する過程において、構造と意味との間のコンフリクトを発生させ利用することの重要性を強調する。しかし組織にコンフリクト——緊張と矛盾——を起こしさえすればという規範論に変わってしまったのは困る。従って、組織論の用語で分析的に記述しなおす必要がある。そのため、組織ライフサイクル論との結合がはかられた。組織は成長するに従って、組織有効性の優先順位も当然変わり、創業期には技術・経済システムに、成長期には政治システムに、成熟期には「文化」システムに重点がおかれる。成長としての変動を考えるならば、組織変動は上で提示した組織有効性の優先順位の変化として考えられる。このように変動過程を記述する事で、ライフ・サイクル理論と自己組織化理論を接合させる事ができる（図2-3を参照）。

ところが、コンフリクトの形で現れる既存の構造の限界は、機能の限界によって認識される。この場合、意味による自省作用が活性化され、新たな意味が模索される。しかし組織において、このプロセスは容易ではない。普通、組織の場合、組織の構造と機能の限界が認識されたとしても、すぐ楽観的に自省的行為による自省作用が起こる可能性は少ない。即ち、組織内の意思決定の様式が変わらない限り自省作用は起こりにくい。例えば、「規範的意思決定」や「合理的意思決定」が主な意思決定様式として行われる場合は、新たな意味生成は起こりにくい。また新たな意味が既存の構造の中に介入して自己の位置を確保したときに、組織の中で依然として「自省的意

図1-2 組織と行動に関する四つの見解の要約

	決定主義志向	主意主義志向
マクロ・レベル	(自然選択の見解) 構造：自然物のように、社会的組織は自然によって与えられるものである。環境での競争と実行能力が組織形態を選択したり淘汰させたりする。 変動：組織形態に対する環境の変異、選択、保存のプロセス。この場合、組織形態は自分の環境ニッチに適合しなければならない。適合しない場合は淘汰される。 行動：ランダムで、環境によって選択される。 管理者の役割：無気力で、疎外されている。	(集合行動の見解) 構造：半自律的な派閥集団のネットワークで、集合的な環境、規則、選択可能性を修正したり構成したりするために相互作用する。組織とは、個々人の行動を統制したり開放したり拡大したりする集合行動である。 変動：団体交渉、コンフリクトの交渉、派閥間の相互調整による妥協。 行動：正当化されている集団規範による選択と構成。 管理者の役割：相互作用的
ミクロ・レベル	(システムー構造の見解) 構造：役割と地位は、システムの機能を効果的に達成させるために、階層的に構造化される。 変動：環境、技術、規模、資源などにおける変化に下位システムを適応させるため、役割を分化したり統合したりする。 行動：決定され、制約を受け、適応的になる。 管理者の役割：反動的。	(戦略的選択の見解) 構造：人々と彼らの関係は権力者の選択と目的に貢献するように組織化されると同時に、社会化される。 変動：環境と構造は活性化されると同時に、権力者の行動の意味を具体化する。 行動：構成され、活性化され、自律的になる。 管理者の役割：向活動的。

(出所) A. H. Van De Ven & W. G. Astlet, op. cit.,p. 431.

図2-3 組織変動のプロセス（システム間とレベル間の変動の統合）

	組 織 文 化		
	↑	↑	↑
	技術・経済システム	政治システム	「文化」システム
構造レベル	構造 (TES)	構造 (PS)	構造 (CS)
機能レベル	機能 (TEF)	機能 (PF)	機能 (CF)
意味レベル	意味 (TEM)	意味 (PM)	意味 (CM)

1) 変動のパターン

(a) 「成長変動」のパターン

・ TEM(t1) → TEF → TES → PM → PF → PS → CM → CF → CS → TEM(t2) → ……

(b) 「解決変動」のパターン

・ TES(t1) → CM → PM → TEM → CF → PF → TEF → CS → PS → TES(t2) → …… (成長変動に入る)

2) 略字

S ; Structure F ; Function M ; Meaning

TE ; Technological and Economical System

P ; Political System C ; Cultural System

動合理性」が失われ新たに形成された構造の維持ができなくなる。この時は、「規範的意思決定」による「行動合理性」の確保が必要となる（表3-2を参照）。

結局、組織変動において、意味レベルでの自省的行為を媒介にする自省作用は自然的に確保されるはずがない。我々はここにもう一つの媒介概念として、組織での行動を組織行動たらしめる意思決定の概念を導入することによって、組織構造と人間行動との間に見られる緊張と矛盾を理解するための手がかりをつかむ事ができる。以上の如く、第三章では、既存の意思決定の概念が持つ限界を批判的に検討した上で、それらをもって組織構造（システム次元）の変動と人間行動の変動を理論的に結びつけた（表3-3を参照）。

第四章では、組織変動の類型化を試みた。そのため、まず設計原型という概念を取り入れた。組織は理念、信念、価値などのような解釈図式によって意味と一貫性が与えられた構造をもって活動する。そして構造とそれに連結される特定の解釈図式が設計原型を構成する。構造的な一貫性とその基礎となる解釈図式に基礎をおく設計原型の概念は組織類型の分類の基礎となる。

組織変動ともいえる設計原型間の変化を表す概念道具として、組織軌道という概念が導入された。組織軌道とはある組織と一つあるいはそれ以上の設計原型と

の一時的な関連を表す概念で、組織が既定の原型の制約的仮定からどのくらい転向し、代替的原型の特徴をどのくらい持っているかを表している。即ち、組織軌道は解釈図式と構造の、分離と再結合のコンフィギュレーションによって描かれる。組織軌道の典型的な例には、「慣性」、「失敗に終わった転向」、「再志向」、「解決されない転向」などがあるが、組織が進む特定の軌道は、構造と状況変数との間の適合性、支配的あるいは代替的解釈図式に対する関与のパターン、権力集団の利害関係に対する不満足、組織の能力などによって決められる。

最後に、第五章では、組織変化の戦略に関するより包括的なアプローチを紹介した。つまり漸進主義と変革が適用される場合と、変化を遂行する方法として協力的方法と強制的方法が適用される場合を検討した。それを通じて、「OD: Organizational Development」的な戦略に理論的基盤をおく人間関係論や人的資源論の伝統と、権力に重点をおく多元論的な伝統との統合をはかった。そして漸進主義と変革、協力と強制をそれぞれ両立できない変化戦略としてみるよりむしろ、両方の戦略を補足的なものとして、各々の戦略の有用性は特定の状況に依存すると考える（表5-2を参照）。

表 3-2 意思決定様式の諸特性

意思決定の様式	行 為	合理性	危 険		動機付け 関与 期待
			不確実性	責任（賭金）	
規範的 （構造的）	規範的 （習慣的）	行動 （行動）	— （—）	高い （—）	高い （—）
合理的	合理的	手段	判断 評価	低い	低い
自省的	自省的	意味	認知構造	ケースによる	ケースによる

表 3-3 組織システムの変動と組織行動の変動と接続

構造レベル	→	規範的意思決定	→	規範的行為
機能レベル		合理的意思決定		合理的行為
意味レベル		自省的意決定		自省的行為

例え）構造レベルの解決変動：意味レベル（自省的意決定—自省的行為）
→機能レベル（合理的意思決定—合理的行為）→構造レベル（規範的
意決定—規範的行為）

表5-2 変化戦略の類型と適用の条件

	漸進的変化戦略	変革的変化戦略
協力的方法	1 参加的進化: 組織は適合の状態にあるが小さい調整を必要とする時や、適合していないが適合の状態に達するまでの時間が十分あるし、主な利害集団が変化に賛成するとき。	2 カリスマ的変革: 組織は適合していないし、幅広い参加が行われる時間はないが、急激な変化に対する支持が組織内に見られるとき。
強制的な方法	3 強制的進化 組織は適合の状態にあるが小さい調整を必要とする。あるいは適合していないが適合の状態に達するまでの時間が十分ある。しかし主な利害集団が変化に反対するとき。	4 独裁的変革 組織は適合していないし、幅広い参加が行われる時間もない。また組織内には急激な変化に対する支持も少ない。しかし組織の生存の為に急激な変化が重要であるとき。

(出所) D. C. Dunphy and D. A. Stace, op. cit., p. 331

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	原田 實
	副査	〃	〃	川端久夫
	〃	〃	助教授	遠藤雄二

1970年代以来組織理論の領域では、いわゆる条件適合理論 (Contingency Theory) から始まって企業ないし組織文化の変容(の戦略)、生物学的思考を取り入れた自己組織性理論の登場など新しい研究が続出している。これは世界的な企業環境の急激な変化に対応して、企業自体の環境適応、組織成員の意識改革、その前提としての自己組織性という組織自体の論理への探究の深化を反映していると思われる。これらの研究およびその背景は組織研究の焦点が、組織の変化ないし変動 (Organizational Change) へと移行しつつあることを物語っている。

本論文は、このような最先端の大きな課題に挑戦し、組織変動を包括的に理解する方法論的枠組みを再構成しようとする真剣な試みであり、6章からなっている。

第1章「組織論と組織変動」では、従来の多様な学問分野からの組織に関する思想ないし理論を分類する。すなわち、人間の本性に対する仮定を横軸に、A 決定主義的見解 対 B 主意主義的見解に分け、縦軸に組織分析のレベルをIマクロ的(固体群やネットワーク) 対 IIミクロ的(個別組織、個人)に分けて合成すると四つの象限ないしマトリックスができる。そこで;

I-A 自然選択の見解、例：制度経済学、固体群生態学、社会進化論等

I-B 集合行動の見解、例：社会生態学、団体交渉等

II-A システムー構造の見解、例：人間工学、構造機能主義等

II-B 戦略的選択の見解、例：意思決定論、労働生活の質等

という四つの学派が浮かび上がる。それらの分類は勿論排他的ではないし、当然重複もしているが、このようにみることによって例えば管理者行動が、自然選択派によれば客観的法則の支配を受けるので消極的、集合行動派では相手があるので相互作用的、システムー構造派では技術革新に対して状況反応的、そして戦略的選択派では意思決定を強調するので向活動的となることがわかる。

ここですでに組織構造および組織行動の変化とは、組織がこれらの分類枠の間を移動することにほかならないと示唆されている。さらに一步進めて先の分類枠における決定論対主意主義の軸を構造設計対個人行動に、ミクロ対マクロの軸を部分対全体あるいは個対集合のレベルに置換して考察すると、決定論の見解は組織の構造形態を重視し、組織内外の個人行動にはあまり関心を向けないこと、これに対して主意主義的見解は人間の価値観、期待、行動などを視野に入れていることがより鮮明になる。このような区別にも拘らず、組織の研究においてこの両者とも必要である。また部

分と全体の軸でみても全体の研究は部分の研究を前提とし、部分に言及し発展させているのであって、またその逆も屢々みられる。こうして四つの見解は統合されたという。

第2章「組織変動の日本型モデル」では、従来のコンティンジェンシー理論に対してその有効性は認めつつも、組織変動過程の分析に役立つ方法を提供していないと指摘し、組織変動の問題の解決として登場した「自己組織化システム」(今田高俊)、および「組織は進化するために、それ自体を絶えず不均衡状態にしておかなければならない」という“ゆらぎ”論(野中郁次郎)、さらに企業文化論などを批判的に吸収しつつ、組織文化という概念の下に、技術・経済システム、(企業内)政治システム、「文化」システムという三つの下位システムを位置付け、それぞれの下位システムの基底に“意味領域”、中間に構造化、上位に意味システムを配置した概念図を提出する。それぞれの下位システムの変化が相対的な“因果値”をもって最上位の組織文化に変動をもたらすと考えるのである。組織変動とは組織文化の変動である。それは上の概念図の最下位にある意味領域での「意味」の変化に始まるという。例えばある職務の担当者がその職務について何らかの理由で従来とは異なった意味付けを与えるなどである。

さて一般に企業の成長段階、すなわち創業期、成長期、成熟期という企業のライフ・サイクルを考えると、ある時期の技術・経済システム⇒政治システム⇒「文化」システム⇒次の時期の技術・経済システムへと変化が波及し、最上位の組織文化が変動するであろう。これを「成長変動」という。しかし常にそうなるわけではない。企業の創業期または成熟期には、既存の組織文化が制度化されて企業内政治システムの変化が阻害されることがある。すると「解決変動」と名づけるプロセスが既存の「文化」システムにおける意味の変化から始まり、政治システム⇒次に技術・経済システムへと波及する場合もある。

以上の一般的考察は韓国と比較して日本の経営を考えるとき有効な枠組みを与える。すなわち、この方法によって日本と韓国における組織変動を比較してみると、日本企業は戦後一貫して「成長変動」のコースを繰り返してきたのに対し、韓国では利害者集団が急速な変化を求める状況の中で、日本で起こったような幅広い参加を認める時間の余裕もなく、カリスマ的改革者による組織慣性の打破が必要であったことが分かる。すなわち韓国企業は「解決変動」のプロセスをたどったのであって、その結果強いコンフリクトと個人主義

的行動が際立ったとしても組織変動のモデルからみればそれは韓国人の一般的文化特性によるものではないという。

第3章「組織変動と意思決定」はまず H. A. サイモンの意思決定理論の批判から始まる。サイモン理論は目的設定における「価値前提」と「事実前提」を意思決定の前提としつつ両者を分離し、価値前提を排除してしまったので結局残るのは、目的は所与で手段の合理性を追求することになった。それがまた、意思決定に参加する人々を決定から遠ざけ、あるいは関与の程度を弱めてきたのである。

さて現実の意思決定プロセスを詳細に観察すると、それは目標設定⇒代替案の選択⇒実行という論理過程をたどる。サイモン理論はこの第2の局面のみを拡大し、第1と第3のフェーズを無視させる結果を生じている。それが社会の変動期において企業戦略の策定およびその有効な実施を妨げていることに気付かねばならない。そこで著者は第1の局面について目標が与えられていない状態での目的探索や既存の目的に対する自省行為(reflection)、そして第3の局面に対して動機付け、関与、期待などを強化する規範的意思決定(非合理性を含む)を重視せよと主張する。とりわけ前者の自省的意思決定の解明に力を注ぎ、野中郁次郎に従って組織内における“暗黙知”の獲得および蓄積が自省作用の原点であると説く。暗黙知とは、個人の思考の仕方や職人芸のような直感と創造性を指しており、組織はこれらの言語的に表現しにくい知識、熟練を、あらゆる方法を用いて伝達・共有し、最終的には明示化しなければならない。このようなプロセスを“意味生成”ないし“意味創造”ととらえるのであるが、これこそが真の組織化であるという。

第4章「組織変動の類型：設計原型と組織軌道」はまず「設計原型」になる概念を明らかにする。ここにいる設計(design)は具体的な設計行為そのものというより組織構造のあり方というほどの意味であり、また原型(archtype)とは一貫性をもった組織形態を指している。

さて、M. ウェーバーをはじめ、T. パーソンズ、A. エチオニ、J. ウッドワード、H. ミンツバーグなど多くの有力な研究者が従来から組織の理念型ないし類型を一定の基準で分類し、ある環境下ではある類型の組織の業績が良いと述べてきている。これらの研究成果を有効にとり入れつつ本章では“組織軌道(track)”なる概念を導入する。それはある原型が他の原型に転向または転向しないことを説明する概念用具である。こ

れにも四つの典型が考えられる。すなわち、軌道Ⅰ＝慣性、軌道Ⅱ＝失敗に終わった転向、軌道Ⅲ＝再指向（変革、BBCのケース）軌道Ⅳ＝解釈されない転向（1970年代のクライスラー社のケース）である。これらの各軌道典型について、①規模、技術、環境などの状況変数、②“解釈図式（interpretative scheme）”への従業員の関与、③資源配分に関わる利害、④権力の各要因から組織変化または安定を図式化しており、興味深い分析となっている。

第5章「組織変化の戦略」では、従来組織を漸進的に変化させる手法として定着している組織開発（Organizational Development＝OD）の特質と限界を指摘する。こんにち企業が必要としているのは漸進的な変化＝成長ではなく、急激で強制的な再構成化ではなからうか。勿論、ODを否定するわけではないが、いまやODは批判されるべきいくつかの仮定の上に成り立っていたことが明らかである。曰く；

- ① 経営者に未来を予測する能力があるという仮定。批判；かつて安定期にはそれに近いこともあったが現代では不可能に近い。
- ② 管理者は知的で能動的であるという仮定。批判；しかし実際にはそれほど有能ではない。
- ③ 漸進的な変化の累積で大規模な組織変化は可能である。批判；管理者が統制できない要因——景気変動、政治の介入、産業の再構成化、技術革新などには漸進的な変化は対応できない。

危険に直面したとき、残された選択は消滅か即時的で抜本的な改革である。したがって包括的な組織変動の理論は漸進的アプローチと変革的アプローチの両方を含まねばならない。著者はここでもマトリックス的手法を用いて、漸進的か変革的か、協力的か強制的かという二つの次元を組み合わせ、4種類の戦略を分類している。①参加的進化、②カリスマ的改革、③強制的進化、④独裁的変革、これらである。このような変化のタイプは、従来のコンティンジェンシー・モデルに欠けていた組織変動戦略の選択に有効であると主張している。

さて以上のように、本論文は従来らの組織理論を素材としつつ、各論者にみられる変動の理論を再構成しようと努力した労作である。本論文は方法論的考察に傾斜しているが、著者の問題意識は国際的な経営比較（Comparative Management）に向けられている。そこで横断的な比較研究の限界に気付いて組織の経時的分析的比較に着目し、組織の変動形態を比較することによって各国の経営の特質を一層明瞭に把握できると

著者は考えている。ところがそのような先例はほとんど存在せず、組織変動論そのものもあまり研究されていない。したがって組織の何をどのように比較すべきかという問題に取り組んだ成果が本論文である。

これは方法論の研究であり、したがって抽象的レベルの議論が多く、また新しい概念を駆使する独自の行論も見受けられるが、全体として未開拓の領域に大胆に踏み込んだ研究であることは高く評価できる。

なかでも組織現象に不可避的につきまとう成員の意識性を「意味」レベルまで掘り下げて解釈し、構造、機能の作用を再解釈しようとする試みは興味深いものがある。今後本論文の研究にケース・スタディや実証研究のデータが付加されればさらに説得力を増すであろうと期待したい。

以上のような次第であるから、本論文は博士（経済学）の学位を授与するに値すると認める。

尤 義齡氏学位授与報告

報告番号 甲第19号

学位の種類 経済学博士

授与の年月日 平成5年3月26日

学位論文題名 経営戦略論の展開と「同時決定」の理論

主論文の要旨

本論文の基本的な目的は、企業戦略の理論に主観主義的行為論を導入することである。戦略研究が近代科学の枠組において有効でない理由として、1) 因果法則を操作することによって望ましい結果が必ずしも導出できないこと。2) もともと因果法則は大量現象の一般性を前提としているので個別の事例に適合する保証がないこと、の二点が考えられる。（これについては戦略論に即して、理論の応用の問題、大量現象と行為主体の個性・集合性、戦略形成プロセス、行為体系と戦略という四つの側面を説明する。）このような第1章における問題意識に対して、本論文は以下の順で理論的・実証的に検討を行う。

まず、第2章では、経営戦略研究の変遷過程を、1960～1970年代、1970～1980年代、及び1980年代以降の3つの時期に分けて概観する。その際、1) 環境・組織・戦略の相互作用についてどのような説明を行っているのか、2) それは組織論において行われている説明とどのような点で異なっているのかという二つの点に留意しながら、経営戦略概念の展開を検討する。

こうした検討は、戦略論が組織論に依存しなければならぬのか、あるいは組織論と並立して進展してきたのかという問題を考える上でも有意義である。

第3章では、企業の環境適応と組織の主体性との関連についてこれまでの理論系譜を概観し、複雑な組織現象の全体像に迫ろうとする基本的な視点を述べる。初めに「組織環境」概念の成立およびその展開過程を概観する。組織の環境が問題とされるようになった経緯について簡単に触れる。次いで、イギリスのAston groupによってなされた実証における「環境－組織」研究のモデルについて説明する。さらに、これとは対照的にアメリカで当時盛んに用いられた組織のcontingency理論を取り上げ、そこで提唱されている環境と組織との関係について説明する。第4節以降では、1970年代以降の組織研究の展開を詳述する。この時期になると、環境をどのように考えるか、また組織の環境適応をどのように捉えるかについて、contingency理論や環境決定論とはかなり異なった考え方が出てきた。この点に関して、組織の環境適応モデルの変化を考察しながら、この理論系譜の持つ組織主体性の意味を考察する。具体的には、K. E. Weick 1978やJ. D. Thompson 1967、またはJ. Child 1972やJ. R. Galbraith 1972などの見解を取り上げて、彼らの組織と環境に対する基本的な概念及びその論説を検討する。

第4章では、まず第1節で組織の環境に対する因果関係についての問題の所在を明らかにする。第2節では、因果形式を否定するゴミ箱モデルを説明する。そして組織の環境適応問題に対するこのモデルの適用の限界を指摘し、第3節で、行為論における主観主義的行為を取り上げ、その個人の環境に対する働きかけ、及びそれへの適応過程についての主張に触れた上で、こうした見解の組織行動への適用可能性について考察する。そして集合的行為が自己の行為に意味付与するメカニズムとしての組織目標や戦略に注目しながら、集合的行為としての組織の環境適応を考える。以上の展開を踏まえて第4節では、個と集団の問題を提出し、個人の意思決定と組織の意思決定とを対比した稲川1987の見解を取り上げる。そしてさらに、より具体的に組織の環境適応という場面での集合的行為に引き寄せて考え、「同時決定」という見解に至る。第5節では、この同時決定という概念を逐次的意思決定と対比させながら、決定前提と代替案が一つの意思決定の中でセットにされたものとして捉え、その内容と意味を検討する。

第5章では、第4章において前述の4人の研究者

(Weick, Thompson, Child, Galbraith) が提唱した理論を考察した結果、提出された同時決定概念について、具体的な調査データを用いて実証を試みる。同時決定は複雑系としての組織環境の把握である。しかし、これまではそれは理論的モデルとして思弁的に提示されたものでしかなかった。複雑系は理論的には記述可能ではが予見不能なシステムであり、これまで社会現象を複雑系として記述する試みはなされていない。「同時決定」を理論として積極的に主張するためには、単なる「記述」ではなく、何らかの「構造」の把握が必要であり、そのための準備がなされなければならない。ここでは、これまでの統計手法を改変することなく、ある程度の記述が可能であることを示そうと試みる。また、ここで用いられるデータは、産業研究所の委託調査として九州通産局と共同で行った調査データであり、この調査は九州における地域企業の革新動向として企画されたものである。このデータを利用して企業が自己定義（ライフステージまたドメイン変更の必要性という認知）を通して環境の認知と戦略の策定を同時に決定している状況を説明する。

第6章では、戦略と環境認知とが同時決定をなしている、という考え方がAnsoffの戦略的意思決定の理論についても適用可能であることを論じる。自己定義と戦略・環境認知の関係をドメインの選択として企業に適用すれば、H. I. Ansoff 1965の「製品－市場」分野の選択と非常に近い関係にある。第1節でこの理論的検討を行ったうえで、「技術－市場」の成長ベクトルについての実証的検討を第2節で行う。ところでAnsoff 1988は、この成長ベクトルの理論を海外への事業展開という軸を加えた三次元に展開しているが、この点については技術や市場そのものが海外を含みうるという理論的な難点のほかに、本論文で主張している同時決定としての自己の位置づけが海外への進出という異質な軸を設定することで有効性が失われるのではないかということからも疑問の余地があると指摘する。つまり、地域的マーケティングとイノベーションを分析軸として見なおすことが必要である。これをグローバル化の進展との関連において、適用可能な形に展開するためのいくつかの少なくとも留意点を第3節でマーケティングの条件、テクノロジーの問題を加えて論じる。

最後に第7章では、本論文の内容を要約していくつかの結論を提出し、また今後の展望とくに海外投資決定への「同時決定」理論の適用について予備的考察を試みる。関連してについて、1991年3月「九州地域海

外投資企業実態調査]に参加して得たデータを再分析し、これによって同時決定の概念に関して本論において不透明な部分を若干補強する。海外投資は因果関係による企業行動なのか、それともゴミ箱モデルもしくは同時決定で説明できるかが、今後の課題となる。

論文審査の要旨

論文審査担当者	主査	九州大学	教授	川端久夫
	副査	〃	〃	原田 實
	〃	〃	〃	丑山 優

本論文の主旨は、経営戦略論に主観主義的行為理論の考え方を導入して、企業の環境と戦略との関係について新しい視点に立った「同時決定」の理論を構想し、かつ、それが経営者の意識調査を素材とする統計数値の再解釈を通じて実証可能である、とする点にある。

第1章「問題意識と分析の枠組」では、主観主義的行為理論の導入を着想するに至った経緯を述べる。経営戦略論は久しく経営学の中心課題とみなされていて研究が累積しているが、その主流は意思決定論や行動科学の知見の応用という性格をもち、全体として因果法則の導出とその逆転による現象の制御という近代科学の方法の枠内で展開してきた。しかし、もともと因果法則は大量現象の一般性を前提としているので個別の事例に適合する保証がなく、そのような戦略研究の有効性が次第に疑われるようになり、その打開をめざして多種多様な方法が試みられつつある。本論文もまた、そうした傾向の延長線上に位置する。

第2章「経営戦略研究の動向」では1960年代以降の経営戦略研究を3つの時期に分けて概観している。——戦略論には環境適応論と戦略形成論という2つの領域がある。実践性を重視する経営学の立場からは、企業環境が多様かつ流動的であるにもかかわらず普遍的有效性をもつ戦略選択の理論が求められるので、年と共にますます精緻な数理的解析手法が開発され、また財務的分野に焦点づけられることになった。80年代には戦略の策定とならんで遂行を重視し両局面の相互作用や整合性に注目する理論が続出したが、これによって企業の環境適応が有効性を高める保証はない。同一平面での観察の面積拡大や密度濃化にとどまらない、掘り下げた考察が必要だということである。

第3章「組織の環境適応とそのモデルの変化」では、もう1つの領域＝環境適応論の系譜を概観する。組織理論において「環境」が問題とされるようになって

た経緯や、イギリスのアストン・グループ、アメリカのコンティンジェンシー理論を経て、ヴァイク、トンブソン、チャイルド、ガルブレスなどの見解を紹介しつつ、組織が一方的に環境に制約されるという単純なモデルから、組織の主体的判断が環境を構成していく側面を重視するモデルへの推移をたどることによって、組織現象の全体像に迫る基本的視点を探究している。

第4章は「同時決定」の理論への展開である。——環境適応における組織の主体性を強調すれば、従来の行動科学の考え方では理論化できず、「複雑系」の概念にたよることになる。それは、諸要素間に様々な相互作用が含まれているために系内で生じる現象の原因と結果を分離できないような系のことであり、近年、組織理論の領域でもその一種として「ゴミ箱モデル」が提唱されている。しかし、それは組織的意思決定における諸要因間の結びつきを偶然とみなして定性的・定量的な測定の可能性を否定しており、環境適応過程の説明力に限界がある。代って社会学における主観主義的行為理論、とくにシンボリック相互作用論を手がかりとして模索していくと「組織は自らの主体的選択によって環境を選びとり、環境は組織内の行為主体の相互作用のなかから抽出されてくる。その結果、環境は組織によって認知され、組織はそれに対して意味付与（としての行為）を行う」という認識に達する。——このように組織の目標や戦略を集合的行為主体が自己の行為に意味を付与するメカニズムとして捉え、その決定過程を意思決定論の用語で分析しようというのが「同時決定」の理論である。逐次的意思決定とは対照的に、決定前提（事実・価値とも）が事前に与えられず、決定の瞬間に代替策とセットされた形で選択される、というのである。

第5章「環境認知・戦略の方向と自己定義」は前章の立論の実証の試みである。同時決定の場としての複雑系を、単なる記述でなく何らかの構造をもったものとして把握しようとする。具体的には九州企業770社の「革新動向調査」の結果の一部を再解釈し、自社製品の「ライフステージ」および「ドメイン変更の必要性」の認知を通じて、企業が環境把握と戦略策定を同時決定している状況を説明する。

第6章「Ansoff 戦略論の展開とその海外活動分析への拡張」は、同時決定の思考がアンゾフの戦略的意思決定とりわけ「成長ベクトル」の理論にも妥当すること、ただしそれを海外への事実展開に適用するには若干の留意・拡張を要する、とする補論である。

第7章は要約と結論および今後の展望とくに海外投

資決定への同時決定理論の適用についての予備的考察である。

本論文の主眼は、企業環境と戦略との関係について、以上のように新しい視点を提出した点にある。組織を集合的行為主体として捉える——行為主体の状況認知と同時に自己認知が行われて行為の枠組が決定される——状況認知と方策選択がセットになり、選択の事前と事後で行為対象の存在自体が変化する……このような「同時決定」の着想の直接の源泉は主観主義的行為理論にあるが、60年代以降近年までの経営戦略論の問題領域・研究方法における重点異動の動向に棹さしつつ、さらに一步をすすめようと意図するものであり、その行論はやや行きつ戻りつの感があるが、かなり説得的に展開されている点は評価してよい。

つぎに、既存の経営戦略意識調査の結果の再解釈によって、企業の自己認知を軸とした環境認知と戦略選択の「同時決定」状況を実証したといえるか否かは問題含みであるが、変数間の因果関係でなく整合性の確認に実証のポイントをおく立前からすれば、少くとも一応の可能性を示したといえよう。

本論文の意図はすこぶる野心的である。「同時決定」の理論が、主観主義的行為理論との論理的関連および枠組そのものの整備の点でさらに洗練の度を加えていけば、現在やや閉塞状況にあるとされる経営戦略論に衝撃を与え、その発展に大きく寄与する可能性がある。したがって本論文は博士（経済学）の学位に相当するものと考えられる。